

第 17 回災害対策本部員会議

日時：令和元年 10 月 25 日（金）

午後 3 時から

場所：特別会議室

- 1 今後の天候の見通し
- 2 避難所・避難者及び住家被害の状況
- 3 被災者支援
 - (1) 避難者への支援
 - (2) 住宅の確保・再建
 - (3) 災害廃棄物等の処理
 - (4) ボランティア・NPO
- 4 災害復旧の推進
 - (1) 河川・道路
 - (2) 電気・ガス・上下水道
 - (3) 交通機関
- 5 各種施設の復旧・再開状況
 - (1) 学校
 - (2) 医療機関
 - (3) 社会福祉施設
 - (4) 県有施設
- 6 産業復興対策
- 7 地域振興局からの報告
- 8 広域応援体制
- 9 その他

今後の降雨について

県民の皆様へ

現在、北部・中部で洪水警報、大雨警報（土砂災害）が発表されており、25日夜まで降り続く見込みです。

台風第19号により、河川の護岸が壊れたり、堤防が弱くなったりしている箇所がたくさんあります。道路や人家のそばでも、斜面が崩れ易くなっており、少しの雨でも大きな災害につながるおそれがあります。

防災情報に耳を傾け、市町村からの避難指示、避難勧告等に十分注意を払い、早めの避難を行うなど、命を守る最善の行動をとってください。

令和元年10月25日

長野県災害対策本部長 阿部 守一

避難所・避難者及び住家被害の状況
 (特に記載がなければ 10月25日 10:00 現在)

1 避難所・避難者の状況

・避難所開設市町村数	7 市町 (+1)
・避難所開設数	21 か所 (+1)
・避難者数	940 名 (-17)
うち 要配慮者数	73 名 (+1)

2 人的被害

・死者	4 名 (±0)
・行方不明者	1 名 (±0)
・重傷者	7 名 (+1)
・軽傷者	125 名 (+1)

【死者数内訳】

市町村名	数
長野市	2
佐久市	1
東御市	1

3 住家被害

・全壊	189 世帯 (±0)
・半壊	77 世帯 (+4)
・一部損壊	99 世帯 (±0)
・床上浸水	5,333 世帯 (+1)
・床下浸水	4,033 世帯 (+151)

4 罹災証明書 (10月23日現在)

・被害認定調査進捗率	25.1 %
・調査終了市町村数	9 町村 (+1)
・罹災証明書発行済市町村	2 町村 (±0)

令和元年10月25日 10:00現在

下線部は前回からの変更箇所

人的被害・住家被害の状況

市町村名	人的被害(人)					住家被害(世帯)					(参考値)		
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	全壊	半壊	一部損壊	左記以外		計	床上浸水 (全壊・半壊・一部損壊 合)	床下浸水 (全壊・半壊・一部損壊 合)
									床上 浸水	床下 浸水			
長野市	2	0	2	<u>81</u>	<u>85</u>	185	71	0	3,049	1,781	5,086	3,305	1,781
松本市	0	0	0	0	0	0	0	0		2	2	0	2
上田市	0	0	1	4	5	1	0	39	31	99	170	31	99
岡谷市	0	0	0	0	0	0	0	5			5	0	0
須坂市	0	0	<u>0</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	0	0	0	218	100	318	218	100
中野市	0	0	1	1	2	0	0	3	82	37	122	82	37
飯山市	0	0	1	4	5	0	0	0	407	206	613	407	206
佐久市	1	1	0	18	20	0	0	0	<u>130</u>	<u>798</u>	<u>928</u>	<u>130</u>	<u>798</u>
千曲市	0	0	0	5	5	0	0	0	1,310	791	2,101	1,310	791
東御市	1	0	0	1	2	0	0	3	1	4	8	1	4
小海町	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	9	4	5
川上村	0	0	<u>1</u>	0	<u>1</u>	0	0	0		4	4	0	4
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	1	2
南相木村	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	8	2	6
北相木村	0	0	0	0	0	1	1	0	3	9	14	5	9
佐久穂町	0	0	0	2	2	0	0	0	<u>48</u>	54	<u>102</u>	<u>48</u>	54
軽井沢町	0	0	0	1	1	2	1	1			4	0	0
御代田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
立科町	0	0	0	0	0	0	0	0	4	31	35	4	31
青木村	0	0	0	0	0	0	0	0		1	1	0	1
長和町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	51	1	50
辰野町	0	0	0	0	0	0	2	30			32	0	0
箕輪町	0	0	0	1	1	0	0	6			6	0	0
飯島町	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0	0
南箕輪村	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0	0
麻績村	0	0	0	0	0	0	0	0		3	3	0	3
筑北村	0	0	0	0	0	0	0	0		4	4	0	4
坂城町	0	0	<u>1</u>	<u>1</u>	2	0	0	0	1	1	2	1	1
小布施町	0	0	0	0	0	0	0	0	31	28	59	31	28
高山村	0	0	0	0	0	0	0	0		1	1	0	1
木島平村	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0	0
野沢温泉村	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	20	10	10
信濃町	0	0	0	0	0	0	1	4		4	9	0	4
飯綱町	0	0	0	0	0	0	0	4			4	0	0
栄村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	2	2
合計	4	1	7	125	137	189	77	99	5,333	4,033	9,731	5,593	4,033

【報告事項】災害対策本部
令和元年10月25日 10:00現在
※下線部は前回からの変更箇所

避難所開設・避難者数の状況について

市町村	避難所数	世帯数	避難者数	
				要配慮者数
長野市	13	326	746	72
千曲市	1	3	6	
飯山市	1	2	2	
中野市	1	3	9	
須坂市	2	-	157	
筑北村	1	1	2	1
小布施町	2	5	18	
合計	21	340	940	73

*本表については、判明した数のみ計上

【報告事項】災害対策本部室
令和元年10月25日 10:00現在
下線部は前回からの変更箇所

避難所開設・避難者数の状況について（詳細）

	市町村	避難所名	R1. 10. 23			R1. 10. 24			R1. 10. 25		
			10:00			10:00			10:00		
			世帯	人数	内要配慮者数	世帯	人数	内要配慮者数	世帯	人数	内要配慮者数
3	長野市	豊野東小学校	12	47	6	12	29	6	12	28	6
10	長野市	東条小学校	5	10		5	9		4	9	0
12	長野市	北部スポーツ・レクリエーション公園	72	177	4	72	174	4	72	174	4
13	長野市	古里小学校	19	33	12	16	28	12	14	26	12
16	長野市	長野運動公園	44	111	5	40	95	5	42	91	5
17	長野市	南長野運動公園	18	37	5	19	38	5	19	38	5
18	長野市	豊野西小	97	244	26	86	244	26	99	227	26
19	長野市	豊野西部児童センター	19	46	3	19	46	3	19	46	3
22	長野市	昭和の森公園フィットネスセンター	14	44	2	16	46	2	16	46	2
24	長野市	篠ノ井総合市民センター	6	15	5	6	15	5	6	15	5
26	長野市	古里総合市民センター	12	27		12	11		12	25	
	長野市	豊野北公民館	8	16		8	16		7	16	
	長野市	北部保健センター	4	5	4	4	5	4	4	5	4
61	飯山市	飯山公民館	6	7		5	5		2	2	
63	中野市	西部文化センター	3	9		3	9		3	9	
64	須坂市	北部体育館		153			151			146	
65	須坂市	旭ヶ丘ふれあいプラザ		12			12			11	
74	千曲市	千曲市保健センター	3	6		3	6		3	6	
123	筑北村	本城柔剣道場							1	2	1
123	小布施町	飯田公会堂	2	10		2	10		2	10	
124	小布施町	老人福祉センター桃源荘	3	8		3	8		3	8	
	合計		351	1,022	72	331	957	72	340	940	73

台風第 19 号に関する被害額について

10月24日 9時00分現在／長野県災害対策本部

被害総額	144,907 百万円
------	--------------------

※被害状況は、現時点で把握しているものであり、今後変動する見込み。

被害の別	発生数	単位	被害額(百万円)	摘要	
計	-	-	13,306		
農業関係	農作物・樹体被害	1,647	ha	1,432	
	生産施設	148	箇所	21	
	農地・農業用施設	2,220	箇所	11,777	
	農業集落排水施設	9	箇所	76	
計	1,563	箇所	2,967		
林業関係	治山	51	箇所	1,582	
	林道	1,512	箇所	1,385	
計	2,133	箇所	71,417		
公共土木施設	河川	1,134	箇所	49,281	
	砂防	112	箇所	1,857	
	道路	675	箇所	20,279	
計	106	-	54,491		
都市施設	下水道	79	箇所	51,862	
	公園	27	箇所	2,629	
上水道	8	事業体	1,416		
公営住宅	794	戸	1,310	県営と市町村営の合計	
その他	調査中	箇所	調査中	産業関係、教育関係、社会福祉、医療施設、警察関係等	

* 下線は前回発表時(10月18日12時時点)より増加したもの

**被災者支援に関する
各種制度の概要
[暫定版]**

〇〇市町村

(令和元年10月24日現在)

(住民向け)

- り災証明に関する事 1
- 見舞金の支給などに関する事 2
- 融資に関する事 5
- 子どもの養育, 就学に関する事 8
- 税金の免除に関する事 10
- 情報発信に関する事 17
- 住まいに関する事 18

(事業者向け)

- 融資等に関する事
 - [商工関係] 22
 - [農業関係] 26
 - [林業関係] 28
 - [漁業関係] 29

(共通)

- その他 30
- 各種相談 31

◎お問い合わせ先一覧

- [長野県] 35

(住民向け)

●り災証明に関すること

制度の名称	り災証明の交付
支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none">●市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。●り災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。●被災状況が判る写真の提出が不要になるなど、手続きが簡略化されている場合もありますので、詳細は、〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇にお問い合わせください。
お問い合わせ	〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

●見舞金の支給などに関すること

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※県内の全市町村対象。</p>
お問い合わせ	〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方 <ol style="list-style-type: none"> ① 両目が失明した方 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した方 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥ 両上肢の用を全廃した方 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧ 両下肢の用を全廃した方 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方 <p>※県内の全市町村対象。</p>
お問い合わせ	〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	被災者生活再建支援制度																			
支援の種類	給付																			
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="424 427 1270 539"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td></td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="424 577 1270 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>	支給額	住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	100万円		50万円	支給額	住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）	200万円	100万円	50万円	
支給額	住宅の被害程度																			
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																		
100万円		50万円																		
支給額	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）																	
200万円	100万円	50万円																		
活用できる方	<p>●住宅が自然災害により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 （※）下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※県内の全市町村対象。</p>																			
お問い合わせ	〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇																			

制度の名称	信州被災者生活再建支援制度					
支援の種類	給付					
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対して、国の支援制度と同様の支援を行いません。 ●自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じて下記のとおり支援金を給付します。 					
		基礎支援金①		加算支援金②		計
		被害区分	支給額	再建区分	支給額	①+②
	複数世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		解体世帯		補修	100万円	200万円
		長期避難世帯		賃貸	50万円	150万円
		大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
				補修	100万円	150万円
				賃貸	50万円	100万円
	半壊世帯	50万円	-	-	50万円	
	単数世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
		解体世帯		補修	75万円	150万円
		長期避難世帯		賃貸	37.5万円	112.5万円
		大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
補修				75万円	112.5万円	
賃貸				37.5万円	75万円	
半壊世帯	37.5万円	-	-	37.5万円		
活用できる方	●自然災害により、全壊、大規模半壊、半壊、解体、長期避難となった世帯のうち、被災者生活再建支援法による支給対象外の世帯となります。					
お問い合わせ	〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇					

●融資に関すること

制度の名称	災害援護資金																								
支援の種類	貸付(融資)																								
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="391 459 1428 884"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">年3%(据置期間中は無利子)</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																								
	ア 当該負傷のみ		150万円																						
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																						
	ウ 住居の半壊		270万円																						
	エ 住居の全壊		350万円																						
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																								
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																						
	イ 住居の半壊		170万円																						
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)		250万円																						
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																							
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)																								
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1" data-bbox="351 1108 1436 1344"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>市町村民税における前年の総所得金額1人</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</td> </tr> </table> <p>※ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。 ※県内の全市町村対象。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額1人	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。												
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額1人																								
1人	220万円																								
2人	430万円																								
3人	620万円																								
4人	730万円																								
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。																								
お問い合わせ	〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇																								

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<p>●被災により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、生活費を必要とする世帯に貸付を行う。</p> <p>※国で貸付対象世帯の拡大などの特例措置の適用を検討中（令和元年10月22日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、長野県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	10万円	貸付利率	無利子
貸付限度額	10万円				
貸付利率	無利子				
活用できる方	<p>1 低所得者</p> <p>2 障がい者世帯</p> <p>3 高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） （原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。）</p>				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉協議会 ・お住まいの市町村の社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 				

制度の名称	緊急生活安定資金貸付				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<p>●他から資金の融通を受けることが困難な低所得世帯に対し、緊急に必要とする資金の貸付を行う制度です。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>5万円（特例15万円）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>●実施市町が限られているため、実施の有無については、お住まいの市町の社会福祉協議会へお問い合わせください。</p>	貸付限度額	5万円（特例15万円）	貸付利率	無利子
貸付限度額	5万円（特例15万円）				
貸付利率	無利子				
活用できる方	●低所得世帯の方が対象です。				
お問い合わせ	市町社会福祉協議会				

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。</p>
活用できる方	<p>●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） <p>●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） <p>●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事務所福祉課（町村にお住まいの方） ・お住まいの市

制度の名称	年金担保貸付, 労災年金担保貸付						
支援の種類	貸付(融資)						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金, 厚生年金保険, 労災年金を担保に, 保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 						
	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内(原則2年半で返済できる額) ・200万円以内(一部の用途は80万円以内)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに, 信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table>	貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内(原則2年半で返済できる額) ・200万円以内(一部の用途は80万円以内)	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに, 信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
	貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内(原則2年半で返済できる額) ・200万円以内(一部の用途は80万円以内)					
	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など					
保証人等	年金証書を預けるとともに, 信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
<p>※金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ (http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/tabid/249/Default.aspx) 又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p>							
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構 電話03-3438-0224(厚生年金, 労災年金等)						

制度の名称	恩給・共済年金担保融資											
支援の種類	貸付(融資)											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給等を担保に, 教育費や居住関係費, 事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 											
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">貸付限度額</td> <td>恩給</td> <td>250万円以内, ただし恩給の年額の3年分以内</td> </tr> <tr> <td>共済年金</td> <td>250万円以内, ただし共済年金の年額の1.6年分以内(生活費は100万円以内)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td colspan="2">住宅などの資金や事業資金</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td colspan="2">恩給等の証書を預けることが必要</td> </tr> </table>	貸付限度額	恩給	250万円以内, ただし恩給の年額の3年分以内	共済年金	250万円以内, ただし共済年金の年額の1.6年分以内(生活費は100万円以内)	対象経費	住宅などの資金や事業資金		保証人等	恩給等の証書を預けることが必要	
	貸付限度額		恩給	250万円以内, ただし恩給の年額の3年分以内								
		共済年金	250万円以内, ただし共済年金の年額の1.6年分以内(生活費は100万円以内)									
対象経費	住宅などの資金や事業資金											
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要											
<p>※1 金利については株式会社日本政策金融公庫, 沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。 ※2 共済年金による融資の貸付限度額は, 年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。</p>												
活用できる方	●恩給等の受給者の方が対象です。											
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店											

●子どもの養育，就学に関すること

制度の名称	保育所等の保育料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所等の保育料の減免が受けられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、保育料を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	・お住まいの市町村

制度の名称	幼稚園への就園奨励事業
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。
活用できる方	●幼稚園に通う園児の保護者
お問い合わせ	・お住まいの市町村 ・通園されている幼稚園

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費，校外活動費，学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	お住まいの市町村，通学されている学校

制度の名称	県立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●保護者が足該当により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学審査料の免除をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	県教育委員会高校教育課 026-235-7428

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学，短期大学，大学院，高等専門学校）において授業料等の減額，免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは，学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において，減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害等により，家計が急変した学生・生徒に対して，緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や減免額などは，JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学，短期大学，大学院，高等専門学校，専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）03-6743-6011 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	工科短期大学校、技術専門学校授業料の減免
支援の種類	減免
概要	●学資負担者が災害により著しく生活が困難となった場合、工科短期大学校、技術専門校の授業料を減免します。
お問い合わせ	在籍する各校

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や正規の副教材を無償給与します。その他の教材、文房具、通学用品についても支給します。 ●災害救助法が適用された市町村※において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校含む）の児童・生徒が対象です。 ※災害救助法が適用された市町村
活用できる方	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曾町、麻績村、筑北村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村
お問い合わせ	・市町村立学校については、市町村教育委員会へお問い合わせください。 ・県立、国立、私立学校については、通学されている各学校へお問い合わせください。

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の事情の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	・児童扶養手当については、県庁こども・家庭課 026-235-7095 ・その他については、お住まいの市町村

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="347 1713 1460 1877"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656						

●税金の減免等に関すること

制度の名称	市町村税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市町村税(個人住民税、固定資産税など)について、減免を受けることができます。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市町村税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない方は、申告期限又は納期限が延長されます。これには、市町村が告示を行い一律に期限が延長されている場合と市町への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限が延長されている場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	県税の特別措置
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税(自動車税(種別割及び環境性能割)、不動産取得税、個人事業税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から2か月以内に限り申告期限又は納期限が延長されます。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	<p>○最寄りの県税事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合県税事務所(長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡) 026-234-9505 ・総合県税事務所北信事務所(中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡) 0269-23-0204 ・東信県税事務所(小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡) 0267-63-3135 ・東信県税事務所上田事務所(上田市、東御市、小県郡) 0268-25-7117 ・南信県税事務所(伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡) 0265-76-6805 ・南信県税事務所諏訪事務所(岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡) 0266-57-2905 ・南信県税事務所飯田事務所(飯田市、下伊那郡) 0265-53-0405 ・中信県税事務所(松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡) 0263-40-1905 ・中信県税事務所木曾事務所(木曾郡) 0264-25-2216 ・中信県税事務所大町事務所(大町市、北安曇郡) 0261-23-6505 <p>○県庁総務部税務課 026-235-7046</p>

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合（損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象）、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	お近くの税務署

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担等の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担について、減免措置等が講じられます。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。
	健康保険等の窓口負担の減免	健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料(税)・窓口負担等の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。 	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合、全国健康保険協会、お住まいの市町村(国民健康保険・介護保険)、国保組合、共済組合などご加入の各医療保険者・介護保険者の窓口 ・後期高齢者医療制度については、お住まいの市町村又は長野県後期高齢者医療広域連合の窓口 	

制度の名称	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	●保育所、障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設の利用者負担額の減免が講じられることがあります。	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホームについては、お住まいの市町村へ ・児童福祉施設(保育所・母子生活支援施設を除く)については、各こども家庭センターへ ・軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)については、各施設へお問い合わせください。 	

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス(介護給付費、訓練給付費)、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。	
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。	
お問い合わせ	お住まいの市町村	

制度の名称	障害者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費(育成医療・更生医療)の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。	
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。	
お問い合わせ	お住まいの市町村	

制度の名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための要件の緩和
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、補聴器買替えのための要件が緩和されることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、お住まいの市町村に、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	・お住まいの市町村 ・関係事業者

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077(代) 利用できない場合は、050-3786-5003

制度の名称	水道料金の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）の県営住宅等に避難される被災者の皆様の水道料金を、全額免除します。
お問い合わせ	【長野市（篠ノ井・川中島・更北地区）、千曲市（旧更埴市）にお住まいの方】 ヴェオリア・ジェネッツ川中島事務所 0120-971-105 川中島水道管理事務所 026-284-1700 【上田市、千曲市（旧上山田町・戸倉町）にお住まいの方】 ヴェオリア・ジェネッツ上田事務所 0120-971-124 上田水道管理事務所 0268-22-2110

制度の名称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 （注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
活用できる方	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
お問い合わせ	ローンの借入先にお問い合わせください。

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付、現物給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	お住まいの地域を所管する福祉事務所（市部では市の福祉事務所、町村部では県の福祉事務所）

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<p>企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	<p>お近くの労働基準監督署 （所在地案内） https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagano/index.html#roudoukyoku 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー044-431-8663</p>

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため、本人も休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付, サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaiatsu/hellotrainin_g_top.html
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

●情報発信に関すること

<p>制度の名称</p>	<p>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による被災者支援情報の発信</p>
<p>支援の種類</p>	<p>サービス</p>
<p>概要</p>	<p>長野県（上田市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、佐久市、千曲市、小海町、佐久穂町、坂城町、山ノ内町）及び長野市が提供する各種被災者支援情報（住居、廃棄物、り災証明など）を、LINEにより発信します。</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>長野県企画振興部情報政策課 026-235-7071</p> <p style="text-align: center;">こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>長野市人口増推進課 026-224-8851</p> <p style="text-align: center;">こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p> <div style="text-align: right;">  </div>

●住まいに関すること

制度の名称	被災者用仮住居の提供（県営住宅・職員宿舎）
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の生活再建のため、当面の入居先として、県営住宅等を提供します。
活用できる方	●長野県内の居住している住宅が、全壊、大規模半壊又は半壊により、当該住宅での居住が当面困難となった方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁建築住宅課公営住宅室 026-235-7337 ・各地域の建設事務所建築担当課 ・〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	被災者用仮住居の提供（借上型応急仮設住宅）												
支援の種類	現物支給・現物貸与												
制度の内容	●被災者の生活再建のため、県・長野市が民間賃貸住宅の空き家を借上げ、提供します。												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住家が全壊等し居住する住家がない方又は半壊であっても住宅としての利用ができない程度の損傷があり避難の長期化が見込まれる方であって、自らの資力では住家を得ることができない方。 ●令和元年台風第19号において、災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方 ●借上げ住宅条件は以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="295 896 1476 981"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2人</td> <td>6万円</td> <td>3～4人</td> <td>7万円</td> <td>5人以上</td> <td>9.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	1～2人	6万円	3～4人	7万円	5人以上	9.5万円
世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃								
1～2人	6万円	3～4人	7万円	5人以上	9.5万円								
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁建築住宅課 026-235-7331 ・〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 												

制度の名称	被災者用仮住居の提供（建設型応急仮設住宅）
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の生活再建のため、県・長野市が応急仮設住宅を建設し、提供します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住家が全壊等し居住する住家がない方又は半壊であっても住宅としての利用ができない程度の損傷があり避難の長期化が見込まれる方であって、自らの資力では住家を得ることができない方。 ●令和元年台風第19号において、災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁建築住宅課 026-235-7339 ・〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	公営住宅への入居（市町村営住宅）
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する市町村で別に定める場合があります。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村へ申込、市町村が業者に依頼して実施します。 ●修理限度額 大規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 一部損壊（10%以上20%未満）30万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害により住宅が半壊又は大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります） ②応急仮設住宅等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急住宅に入居できません。） ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 <p>※災害救助法が適用された市町村 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曽町、麻績村、筑北村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村</p>
お問い合わせ	・市町村の建築担当窓口

制度の名称	障害物の除去（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所など日常生活に欠くことのできない場所にある土石や竹木等を除去することで、元の住家に引き続き住めるようにするものです。 ●障害物の除去は、市町村へ申し込むことで、市町村が業者に依頼して実施します。 ●限度額 1世帯あたり13万7千9百円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害により住宅が半壊又は床上浸水した方 ②住居またはその周辺に運ばれた土石や竹木等で、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない方 （障害物の除去を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。） <p>※災害救助法が適用された市町村 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曽町、麻績村、筑北村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村</p>
お問い合わせ	・市町村の建築担当窓口

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<p>●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※（参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	災害復興住宅融資（建設・購入、補修）												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資金利（令和元年10月1日現在：金利は毎月改訂します）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">【建設・購入の場合】</td> <td style="text-align: center;">【補修の場合】</td> </tr> <tr> <td>基本融資金額</td> <td>年 0.24%</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>年 1.14%</td> </tr> </table> <p>●融資限度額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>建設の場合</td> <td>基本融資金額(建設資金)1,680万円 + 基本融資金額(土地取得資金)970万円 + 基本融資金額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>購入の場合</td> <td>基本融資金額(建設資金)2,650万円 + 特例加算額(建設資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>補修の場合</td> <td>基本融資金額(補修資金)740万円 + 基本融資金額(整地資金又は引方移転資金)450万円</td> </tr> </table> <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	【建設・購入の場合】	【補修の場合】	基本融資金額	年 0.24%	特例加算額	年 1.14%	建設の場合	基本融資金額(建設資金)1,680万円 + 基本融資金額(土地取得資金)970万円 + 基本融資金額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円	購入の場合	基本融資金額(建設資金)2,650万円 + 特例加算額(建設資金)520万円	補修の場合	基本融資金額(補修資金)740万円 + 基本融資金額(整地資金又は引方移転資金)450万円
【建設・購入の場合】	【補修の場合】												
基本融資金額	年 0.24%												
特例加算額	年 1.14%												
建設の場合	基本融資金額(建設資金)1,680万円 + 基本融資金額(土地取得資金)970万円 + 基本融資金額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円												
購入の場合	基本融資金額(建設資金)2,650万円 + 特例加算額(建設資金)520万円												
補修の場合	基本融資金額(補修資金)740万円 + 基本融資金額(整地資金又は引方移転資金)450万円												
活用できる方	<p>ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。</p> <p>※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。</p>												
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353												

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修，保全，増築，改築等に必要な経費を貸し付けます。	
	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%
	●転宅のために必要な経費を貸し付けます。	
	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ
活用できる方	●住宅が全壊・半壊，全焼・半焼，流出，床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事務所福祉課（町村にお住まいの方） ・お住まいの市 	

○小規模企業発展資金

◆貸付対象者

県内において1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者（※）の方で、小口零細企業保証を利用する方

※小規模企業者：従業員が20人（宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の企業

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料
小規模企業発展資金	設備・運転の合計で2,000万円	1.9%	設備10年(1年) 運転5年(6か月) [借換7年(1年)]	0.44%以内

※制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。まずは、お取引の金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください。

お問い合わせ

- ・県庁産業立地・経営支援課 026-235-7200
- ・各地域振興局商工観光課

制度の名称	災害復旧貸付（日本政策金融公庫）								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活事業 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ○中小企業事業 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。 	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額								
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）								
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内								
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）								
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等								
お問い合わせ	国民生活事業 株式会社日本政策金融公庫 長野支店、松本支店、小諸支店、伊那支店 中小企業事業 株式会社日本政策金融公庫 松本支店								

制度の名称	災害復旧貸付（商工組合中央金庫）				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="327 470 1109 548"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。 	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内				
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）				
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等				
お問い合わせ	株式会社商工組合中央金庫 長野支店、諏訪支店、松本支店				

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 http://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html

制度の名称	長野県若年者就業サポートセンター（ジョブカフェ信州）
支援の種類	就労相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェ信州は長野県が設置した、若者の就業を支援する施設です。個別に専門のアドバイザーが仕事探しのお手伝いをするほか、就職活動の方法や悩み事にもきめ細かなアドバイスを行います。 ・利用できる方 40代前半までの、失業者・無業者・フリーター、学生の皆さん
お問い合わせ	松本センター 0263-39-2250 長野分室 026-228-0320

制度の名称	労働相談
支援の種類	相談
概要	<p>労政事務所では労働問題一般についての相談を行っています。</p> <p>労働者、労働組合、事業主の皆さんからの相談に専門の相談員が公正中立な立場で、アドバイスします。</p> <p>相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。</p> <p>電話・面談のほか、メールでの相談もお受けしています。</p>
お問い合わせ	<p>東信労政事務所 TEL0268-23-1629 FAX0268-23-1642 E-mail:toshinrosei@pref.nagano.lg.jp</p> <p>南信労政事務所 TEL 0265-76-6833 FAX0265-76-6834 E-mail:nanshinrosei@pref.nagano.lg.jp</p> <p>中信労政事務所 TEL 0263-40-1936 FAX0263-47-7828 E-mail:chushinrosei@pref.nagano.lg.jp</p> <p>北信労政事務所 TEL 026-234-9532 FAX026-234-9569 E-mail:hokushinrosei@pref.nagano.lg.jp</p>

制度の名称	商工関係事業所相談
支援の種類	相談
概要	<p>台風19号による豪雨災害に係る県内事業所を対象として、被災に関する設備・運転資金などの資金繰りや経営、雇用に関する相談を受け付けています。</p>
お問い合わせ	<p>県庁産業立地・経営支援課 026-235-7200</p> <p>県庁労働雇用課 026-235-7201</p> <p>各地域振興局商工観光課</p>

[農業関係]

制度の名称	農地・農業用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●異常な天然現象によって被害を受けた農地・農業用施設の復旧に対する補助 [対象] <ul style="list-style-type: none"> ・田畑など農地の流亡・埋没の復旧 ・土砂の流入、畦畔の崩壊などの復旧 ・ため池、水路、農道、頭首工、揚水機などの復旧 [事業主体] 市町村又は団体 ●農地へ流入した土砂の排出も補助対象となる場合があります。詳しくは各機関に御確認ください。なお、土砂の道路への排出は行わないようお願いします。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町村の農政担当窓口 ・各地域振興局農地整備課

制度の名称	農林水産業共同利用施設災害復旧事業																											
支援の種類	補助																											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧補助 <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる施設の所有者 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等 ○ 対象となる施設 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。 ○ 採択基準及び補助率 ※対象となる農事組合法人は、公共性・公益性を持つ法人に限定されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">採択基準</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>40万円までの部分</th> <th>40万円を超える部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般災害</td> <td colspan="2">40万円以上</td> <td>2/10</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">激甚災害</td> <td>告示地域※</td> <td colspan="2">13万円以上</td> <td>4/10</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td colspan="2">40万円以上</td> <td>3/10</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域 具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象額 被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額 ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。 			採択基準		補助率				40万円までの部分	40万円を超える部分	一般災害		40万円以上		2/10		激甚災害	告示地域※	13万円以上		4/10	9/10	その他の地域	40万円以上		3/10	5/10
				採択基準		補助率																						
				40万円までの部分	40万円を超える部分																							
一般災害		40万円以上		2/10																								
激甚災害	告示地域※	13万円以上		4/10	9/10																							
	その他の地域	40万円以上		3/10	5/10																							
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設に係ること 県庁 農政部 農業政策課 農業団体・共済係 026-235-7215（直通） ・林業・特用林産施設に係ること 県庁 農政部 信州の木活用課 林業経営支援係 026-235-7267（直通） ・全般（国） 大臣官房 文書課 災害総合対策室 03-6744-2142（直通） 																											

制度の名称	農業制度資金
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた農作物の植え替えなどの経営に必要な資金を融資します。 ●農業用施設の補修や建て替えに必要な資金を融資します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お近くの農協 ・株式会社日本政策金融公庫 長野支店 026-233-2152 ・お住まいの市町村 ・県庁農村振興課 026-235-7242 ・各地域振興局農政課・各農業改良普及センター

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル） 0120-154-505

制度の名称	農業共済・収入保険
支援の種類	補償
制度の内容	<p>長野県農業共済組合の農業保険制度（農業共済・収入保険）に加入されている方で農作物や家畜・園芸施設等に損害（減収）が発生した場合、損失が一定割合補償されます。</p> <p>詳しくは、同組合へご相談ください。</p>
お問い合わせ	長野県農業共済組合 026-217-5800（本所）

[林業関係]

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 *農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する融資の取扱いがあります。 各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 長野支店 026-233-2152

制度の名称	林業・木材産業災害復旧対策保証
支援の種類	融資
概要	●災害により直接的・間接的に被害を受けられた林業・木材産業を営む方が、金融機関から事業の復旧・再建に必要とする運転資金・設備資金の融資を受ける際、この保証制度を利用することができます。
お問い合わせ	・独立行政法人農林漁業信用基金 03-3294-5585・5586

制度の名称	林業・木材産業改善資金
支援の種類	融資
概要	●施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付を行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁林務部信州の木活用課 026-235-7274 ・各地域振興局 林務課

制度の名称	農林水産業施設災害復旧等
支援の種類	補助
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた林業・木材産業関係施設の復旧などに対する補助 *林産物等に係る生産・加工施設 など
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁林務部信州の木活用課 026-235-7274 ※木材産業に係る問い合わせは、同課県産材利用推進室 026-235-7266

制度の名称	信州の森林づくり事業（被害森林整備）
支援の種類	補助
制度の内容	●被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が行えない森林において、林業事業者等が所有者との協定に基づいて行う人工造林等を支援します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁林務部森林づくり推進課 026-235-7270 ・各地域振興局林務課 ・各森林組合

制度の名称	森林保険
支援の種類	補償
制度の内容	●森林保険に加入している人工林の被害（風水害）に対する補償
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県森林組合連合会 026-226-2504 ・各森林組合

[漁業関係]

制度の名称	農林水産業施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた共同利用施設等の復旧に対する補助
活用できる方	●団体
お問い合わせ	・県庁団体検査課 082-513-3526

制度の名称	漁業制度資金
支援の種類	融資
制度の内容	●被害を受けた漁船や養殖施設の復旧整備などに必要な資金を融資します。 ●り災証明書が必要です。
お問い合わせ	・県信漁連（JFマリンバンク） 082-247-2301 ・〇〇市〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇の農林水産担当窓口 ・県庁水産課 082-513-3610

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○漁業基盤整備資金：漁港、漁場の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル） 0120-154-505 （受付時間：平日9時から17時まで）

制度の名称	漁業共済
支援の種類	補償
制度の内容	●漁業共済に加入している養殖施設や水産動植物被害に対する補償
お問い合わせ	長野県漁業共済組合 082-544-3388

制度の名称	漁船保険
支援の種類	補償
制度の内容	●漁船保険加入者の漁船被害に対する補償
お問い合わせ	日本漁船保険組合長野県支所 082-249-1850

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 http://www.jfc.go.jp/ （日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 ・特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html

●その他

内 容	運転免許証に関すること
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●台風第19号災害により運転免許証を紛失・き損した被災者について、免許証の再交付手数料を免除します。 ●また、運転免許証の有効期間の末日が、令和元年10月10日から令和2年3月30日までの方は、有効期間を令和2年3月31日まで延長します。
お問い合わせ	長野県警察本部 東北信運転免許課 026-292-2345

内 容	ボランティアの派遣依頼について
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県災害ボランティア情報特設サイト (https://hiroshima.shienp.net/) ・長野県被災者生活サポートボランティアセンター（県社会福祉協議会内） 082-254-3506 ・最寄りの市町村の被災者生活サポートボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）

●各種相談

相談窓口名	県民相談（各種相談窓口の紹介）
相談内容、概要等	●行政関係、交通事故、相続や離婚など家族に関すること、近隣トラブル、個人間の金銭トラブル など
お問い合わせ	長野県生活センター 082-223-8811

相談窓口名	「からだ」と「こころ」の健康相談																														
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により、「持病が悪化しないか不安」、「自宅に閉じこもりがち」、「眠れない」など体調や気分がすぐれない方の電話等相談をお受けします。 ●被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。 																														
お問い合わせ	<p>健康全般に関するご相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県保健福祉事務所（お近くの保健福祉事務所までご相談ください） 相談時間／月～金（祝日を除く）8：30～17：15 <table border="0"> <tr> <td>佐久</td> <td>電話：0267-63-3164</td> <td>FAX：0267-63-3221</td> </tr> <tr> <td>上田</td> <td>電話：0268-25-7149</td> <td>FAX：0268-23-1973</td> </tr> <tr> <td>諏訪</td> <td>電話：0266-57-2927</td> <td>FAX：0266-57-2953</td> </tr> <tr> <td>伊那</td> <td>電話：0265-76-6837</td> <td>FAX：0265-76-7033</td> </tr> <tr> <td>飯田</td> <td>電話：0265-53-0444</td> <td>FAX：0265-53-0469</td> </tr> <tr> <td>木曾</td> <td>電話：0264-25-2233</td> <td>FAX：0264-24-2276</td> </tr> <tr> <td>松本</td> <td>電話：0263-40-1938</td> <td>FAX：0263-47-9293</td> </tr> <tr> <td>大町</td> <td>電話：0261-23-6529</td> <td>FAX：0261-23-2266</td> </tr> <tr> <td>長野</td> <td>電話：026-225-9039</td> <td>FAX：026-223-7669</td> </tr> <tr> <td>北信</td> <td>電話：0269-62-6104</td> <td>FAX：0269-62-6036</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市保健所 健康課 相談時間／月～金（祝日を除く）8：30～17：15 電話：026-226-9960 FAX：026-226-9982 <p>こころの健康に関するご相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県精神保健福祉センター 相談時間／月～金（祝日を除く）8：30～17：15 電話：026-227-1810 FAX：026-227-1170 	佐久	電話：0267-63-3164	FAX：0267-63-3221	上田	電話：0268-25-7149	FAX：0268-23-1973	諏訪	電話：0266-57-2927	FAX：0266-57-2953	伊那	電話：0265-76-6837	FAX：0265-76-7033	飯田	電話：0265-53-0444	FAX：0265-53-0469	木曾	電話：0264-25-2233	FAX：0264-24-2276	松本	電話：0263-40-1938	FAX：0263-47-9293	大町	電話：0261-23-6529	FAX：0261-23-2266	長野	電話：026-225-9039	FAX：026-223-7669	北信	電話：0269-62-6104	FAX：0269-62-6036
佐久	電話：0267-63-3164	FAX：0267-63-3221																													
上田	電話：0268-25-7149	FAX：0268-23-1973																													
諏訪	電話：0266-57-2927	FAX：0266-57-2953																													
伊那	電話：0265-76-6837	FAX：0265-76-7033																													
飯田	電話：0265-53-0444	FAX：0265-53-0469																													
木曾	電話：0264-25-2233	FAX：0264-24-2276																													
松本	電話：0263-40-1938	FAX：0263-47-9293																													
大町	電話：0261-23-6529	FAX：0261-23-2266																													
長野	電話：026-225-9039	FAX：026-223-7669																													
北信	電話：0269-62-6104	FAX：0269-62-6036																													

相談窓口名	多言語相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に関する外国人からの相談について、15言語で対応します。 ●実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 第1・3水曜日を除く平日（月～金） 第1・3土曜日 ・実施時間 10：00～18：00 ・実施場所（来所相談及び電話相談） 長野県多文化共生相談センター （長野市南長野1485-1 もんぜんぶら座3F） https://www.naganoken-tabunka-center.jp/ ・相談先 TEL：026-219-3068、090-4454-1899 ●対応言語 中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語
お問い合わせ	【相談窓口】 長野県多文化共生相談センター 026-219-3068、090-4454-1899 【問合せ先】 長野県県民文化部国際課 026-235-7165

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。 <p>支援内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災動物等のための相談窓口の開設 (2) 被災動物の救護等 (3) 飼養場所設置の支援 (4) 被災動物の一時預り (5) 飼い主不明動物の保護および譲渡 等
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県災害時被災ペット相談支援センター 026-235-7154 （長野県健康福祉部食品・生活衛生課内） ・長野市保健所動物愛護センター 026-262-1212

相談窓口名	長野県弁護士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●債務、保険、事業、損害等に関する法律相談 ●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	026-232-2777（通話料有料，相談料無料）

相談窓口名	長野県司法書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●登記、債務問題等に関する相談 ●実施時間：令和元年10月23日～12月20日 休日を含む毎日16時～19時
お問い合わせ	0120-448-788（通話料無料，相談料無料）

相談窓口名	長野県行政書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車、軽自動車その他車両に関する廃車手続 ●被災証明、自動車税・軽自動車税等に関する手続 ●借地・借家、外国人を含めた生活関連に関する相談 ●その他、各種申請書類の作成・提出に関する相談 ●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	0120-064-222 (通話料無料, 相談料無料)

相談窓口名	長野県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●労務管理に関する相談 ●社会保険に関する相談 ●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	0120-839-199 (通話料無料, 相談料無料)

制度の名称	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	<p>●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。</p> <p>また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤル（被災者専用フリーダイヤル） 0120-078309 <small>おなやみレスキュー</small> ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k/index.html

相談窓口名	人権相談
相談内容、概要等	<p>●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル）



制度の名称	消費者ホットライン188
支援の種類	サービス
制度の内容	●消費生活センター等の消費生活相談窓口を御存知ない方に、地方自治体が設置する身近な消費生活相談窓口を案内します。 http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html
活用できる方	●消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方
お問い合わせ	●消費者ホットライン188

制度の名称	よりそいホットライン
支援の種類	サービス
制度の内容	●「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。
活用できる方	●生きにくさ、暮らしにくさを抱える人
お問い合わせ	0120-279-338

制度の名称	NHKふれあいセンター
支援の種類	サービス
制度の内容	●放送受信料に関するお問い合わせ ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 ●NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ https://www.nhk.or.jp/css/communication/callcenter.html
活用できる方	●窓口にお問合せください。 (災害免除に関するお問い合わせ) 0570-077077 (9:00~20:00 年未年始を除く)
お問い合わせ	・上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00~20:00 年未年始を除く) (住所変更等のご連絡) 0120-151515 (9:00~20:00 年未年始を除く) ・上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00~20:00 年未年始を除く) (NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ) 0570-003434 (9:00~20:00 年未年始を除く) ・上記電話番号がご利用になれない場合は、 西日本 050-3786-5006 (関西、中国、四国、九州)

※ それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合があります。詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

◎お問い合わせ先一覧

[長野県]

名称	管轄	電話番号
長野県庁 (代表番号)		026-232-0111
県税事務所		
総合県税事務所	お困りの際は、お近くの県税事務所に ご相談・ご申請をお願いします。	026-233-5151
総合県税事務所北信事務所		0269-22-3111
東信県税事務所		0267-63-3111
東信県税事務所上田事務所		0268-23-1260
南信県税事務所		0265-78-2111
南信県税事務所諏訪事務所		0266-53-6000
南信県税事務所飯田事務所		0265-23-1111
中信県税事務所		0263-47-7800
中信県税事務所木曾事務所		0264-24-2211
中信県税事務所大町事務所	0261-22-5111	
保健福祉事務所		
佐久保保健福祉事務所	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3111
上田保健福祉事務所	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-23-1260
諏訪保健福祉事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-53-6000
伊那保健福祉事務所	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0265-78-2111
飯田保健福祉事務所	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0265-23-1111
木曾保健福祉事務所	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-24-2211
松本保健福祉事務所	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0263-47-7800
大町保健福祉事務所	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-22-5111
長野保健福祉事務所	須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	026-223-2131
北信保健福祉事務所	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-62-3105
地域振興局		
佐久地域振興局	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3111
上田地域振興局	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-23-1260
諏訪地域振興局	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-53-6000
上伊那地域振興局	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0265-78-2111
南信州地域振興局	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0265-23-1111
木曾地域振興局	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-24-2211
松本地域振興局	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0263-47-7800
北アルプス地域振興局	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-22-5111
長野地域振興局	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	026-233-5151
北信地域振興局	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-22-3111

名称	管轄	電話番号
建設事務所		
佐久建設事務所	佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村	0267-82-3101
佐久建設事務所佐久北部事務所	佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3111
上田建設事務所	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-23-1260
諏訪建設事務所	諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-53-6000
伊那建設事務所	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0265-78-2111
飯田建設事務所	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0265-23-1111
木曾建設事務所	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-24-2211
松本建設事務所	松本市、塩尻市、筑北村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村	0263-47-7800
安曇野建設事務所	安曇野市	0263-72-8880
大町建設事務所	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-22-5111
千曲建設事務所	千曲市、坂城町	026-273-1720
須坂建設事務所	須坂市、小布施町、高山村	026-245-1670
長野建設事務所	長野市、信濃町、飯綱町、小川村	026-233-5151
北信建設事務所中野事務所	中野市、山ノ内町	0269-22-3138
北信建設事務所飯山事務所	飯山市、栄村、野沢温泉村、木島平村	0269-62-4111

【報告事項】健康福祉部

令和元年 10 月 25 日 10:00 現在

避難者への支援について

1 保健師等による健康管理

- 発災から概ね 2 週間経過時点での健康管理・環境改善の取組状況を避難所運営管理者と連携して確認

＜主な確認事項＞

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| I 健康管理 (※浸水地域における在宅の方の個別訪問を並行して実施) | |
| 1 避難所入所者の健康状態の確認 | 2 慢性疾患患者の悪化防止 |
| 3 予防活動の徹底 | |
| (1) 風邪・食中毒・感染症の予防 | |
| (2) エコノミークラス症候群・生活不活発病、転倒等の予防 | |
| 4 心の健康の維持 | 5 妊婦・乳幼児への配慮 |
| 6 車中泊者への対応 | |
| II 生活環境の点検・改善 | |
| 1 適正な温度・湿度の管理 | |
| 2 衛生管理 (トイレ、手洗い、居室等の清掃、ごみの収集状況等の確認) | |
| 3 プライバシー保護 | 4 子どもへの配慮 |
| 5 ストレスの軽減 | 6 その他 (入浴、洗濯等、生活状況の整備) |

- 在宅被災者の健康相談

市町村保健師等による訪問健康相談を長野市、須坂市、中野市、飯山市、小布施町で実施中。

- 感染症対策の徹底

- ・ 避難所等における感染症対策の徹底のため、国立感染症研究所の専門家による感染症リスクに関する調査を 10/29～30 の日程で予定。
- ・ 保健師を通じて、手指消毒やマスク着用の励行等の徹底を呼びかけ。
- ・ 避難所の避難者に対するインフルエンザ予防接種を長野市 (10/20～24)、須坂市 (10/26)、千曲市 (日程未定) において実施又は予定。

- エコノミークラス症候群への対応

- ・ 10/15 避難生活を過ごされる方々への「エコノミークラス症候群」の予防について、市町村、保健福祉事務所へ通知 (周知)
- ・ 10/20～22 長野地域災害保健医療調整会議の調整に基づき、避難所 11ヶ所 (長野市・須坂市) においてスクリーニング検査を実施。引き続いての活動を調整中。
- ・ 10/23 県HPへ予防に関する情報を掲載
- ・ 10/23 予防方法に関するチラシを避難所の目立つ場所に掲示、保健師等の巡回活動を通じて、軽い運動や水分補給等を積極的に促すよう再度周知。

＜保健師等の派遣状況＞

- ・ 10/15 に長野市からの派遣要請を受け、10/17 から支援を開始
県からの派遣 1チーム (3名、うち保健師 2名)

他県からの派遣

富山県1チーム(3名、うち保健師2名) 岐阜県1チーム(4名、うち保健師2名)
愛知県1チーム(5名、うち保健師4名) 大阪府1チーム(4名、うち保健師2名)
和歌山県1チーム(4名、うち保健師2名)

- ・10/16に須坂市からの派遣要請を受け、県看護協会の災害支援ナースを10/19から10/31まで派遣(2人、3交替)
- ・その他市町村の避難所は、市町村保健師等による対応がなされている。

2 災害医療活動の状況

日本赤十字社による支援

- ・日赤医療コーディネートチーム 1チーム(県内1)
- ・日赤医療救護班 1チーム(県内1)

3 災害ふくしチームの活動状況

- ・チームの派遣 14日~25日 長野市
- ・県ふくしチーム 3チーム7名
他県からの派遣 群馬県1チーム4名(10/25~11/21予定)
- ・要配慮者へのアセスメント、福祉相談デスクの設置、須坂市等を含む隣接の避難所等への訪問支援、事業所支援

5 「からだ」と「こころ」の健康相談

- ・10/23 被災された方やそのご家族、また被災者を支援する方などを対象とする健康全般及びこころの健康に関する相談窓口(保健福祉事務所等、精神保健福祉センター)についてプレスリリースして周知。

6 こころのケアチームによる健康相談

- ・10/24 精神科医師(長野市医師会)と長野市保健師によるこころのケアチームが、長野市内の避難所(6か所)を巡回。10/25には4か所の避難所を巡回の予定。

7 柔道整復師会による無料施術の実施

- ・災害時等における応援協定を締結している長野県柔道整復師会において長野市、須坂市、千曲市、東御市、佐久穂町、小布施町で無料施術を実施中。

8 被災者(高齢者・乳幼児等の要援護者)への宿泊施設の提供

- ・長野県と長野県ホテル旅館生活衛生同業組合との協定に基づき、高齢者、乳幼児、障がい者、妊婦等の要援護者に対し、宿泊施設を提供いただく取り組みを10月17日に開始。【実績】2名(内訳:須坂市2名)

9 災害時被災ペット相談支援センターの対応について

- ・被災した動物及びその飼養者に対する寄付金の募集開始と報道発表(10/23)
- ・相談支援センター、動物愛護センター、保健所への相談件数まとめ
(速報値、10/24まで)

対象者	件数	内 容
被災者	45	動物を預けたい等
支援者	236	被災動物の一次預かり希望、寄付・物資の支援希望等
その他	27	徘徊動物情報、友人が被災し要援助、情報収集等

令和元年 10 月 25 日 11:00 現在

民間賃貸住宅の提供について（借上型仮設住宅）

住宅再建までの一定期間、民間賃貸住宅を借上げ、仮設住宅として提供する。

1 対象者（次の①～④の全てに該当する方）

① 次の要件のいずれかを満たす者

- ア 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者
- イ 「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
- ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない者

② 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者

③ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない者

④ 暴力団員でない者

2 借上型仮設住宅の条件（次の①～③の全てに該当する県内の住宅）

① 借上型仮設住宅として県が借り上げることに、貸主が同意する住宅

② 家賃が、1か月あたり次に定める額以下であること

2人以下の世帯	3～4人の世帯	5人以上の世帯
6万円	7万円	9.5万円

③ 原則として耐震性が確認できる住宅

3 経費の負担について

県の負担する経費	家賃、共益費、退去修繕負担金等
入居者の負担する経費	光熱費、自治会費等

4 入居期間

入居時から2年以内（定期賃貸借契約のため、期間が満了後退去要）

5 受付窓口及び受付期間等

被災時に居住していた市町村（準備が整った市町村から別途案内）

6 その他

県営住宅等の受付においても全壊、大規模半壊又は半壊に加え、1①ウと同様の取扱い

信州被災者生活再建支援制度について

危機管理防災課

1 目的

自然災害により、その居住する住宅に著しい被害を負った県内世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用対象とならない世帯に対して、生活の早期再建を支援することを目的とする。

2 制度概要

項目	内 容			
適用要件	自然災害により、住家半壊1世帯以上の被害が生じた場合 (市町村長と知事が協議のうえ、適用を判断)			
支援対象	自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯。ただし、被災者生活再建支援法に基づく支援を受ける世帯を除く。			
支援金額	基礎支援金	全壊、解体、長期避難 大規模半壊、半壊	100万円 50万円	※半壊の場合、基礎支援金のみ
	加算支援金	建設・購入 補修 賃借（公営住宅除く）	200万円 100万円 50万円	※世帯人数が1人の場合、3/4の金額
補助方式	県の信州被災者生活再建支援制度補助金交付要綱と同様の指針に基づき、市町村が被災者に支援金を支給する場合、県が市町村に補助金を交付。（間接補助）			
財政負担	県1/2、市町村1/2 ※被災者生活再建支援法が適用される災害の場合 県2/3、市町村1/3（ただし、半壊は、1/2、市町村1/2）			

国と県の制度比較

制度区分		信州被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援法
適用要件		住宅 半壊1世帯以上	住宅 全壊10世帯以上
支援対象・金額	半壊	最大50万円	—
	大規模半壊	最大250万円	最大250万円
	解体、長期避難、全壊	最大300万円	最大300万円

3 施行日 令和元年6月1日

【報告事項】環境部 資源循環推進課

令和元年10月25日10:00現在

災害廃棄物への対応状況

1 主な市町村の仮置場設置状況

市	設置場所
長野市	・篠ノ井運動場 ・青垣公園運動場（松代） ・アクアパル千曲（真島町）（23日～） ※22日に休止した豊野東山運動場仮置場について場内整理後再開予定であるが、時期については現在調整中
須坂市	・日滝原産業団地内公園（～27日）
飯山市	・旧城南中学校グラウンド（～27日）
千曲市	・災害廃棄物の搬入場所については千曲市廃棄物対策課へ要相談
佐久市	・うとう南沢処理場 ・うな沢第2最終処分場（いずれも～27日）

※その他10市町村が災害廃棄物仮置場設置を設置済

2 仮置場運営支援状況（※ _____ は前日報告からの変更点）

- ・24日の長野市赤沼公園及び大町交差点付近に堆積された災害廃棄物の搬出状況赤沼公園延べ104台、大町交差点付近延べ10台（自衛隊による夜間搬出）。
- ・豊野・赤沼・穂保・大町地区に点在している災害廃棄物を26・27日の2日間で、日中は行政、事業者、住民、ボランティア等により赤沼公園及び大町交差点付近に集積させ、夜間は自衛隊が集積した廃棄物を地区外へ搬出するオペレーションを計画。このオペレーションにより、被災地内の災害廃棄物が相当数減少することが期待される。
- ・被災者及び支援者が長野市アクアパル千曲の仮置場へ災害廃棄物を運搬する車両に限り、五輪大橋有料道路の通行料（往復とも）を当分の間免除。
- ・5市町（長野・佐久・飯山・千曲・小布施）が、環境省「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、作業人員、作業車両の手配等について中部地方環境事務所に支援要請中（長野、佐久、飯山各市は支援中）。
- ・環境省の手配により、（一社）全国清掃事業連合会が長野市及び千曲市の災害廃棄物の仮置場への収集運搬について支援予定（26日～）

3 災害廃棄物処理に係る支援状況

- ・被災市町村以外の県内焼却施設での受け入れ支援可否について、現在調査中。
- ・長野市及び千曲市が、環境省「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、災害廃棄物の広域処理について中部地方環境事務所に要請し、現在幹事県の富山県等で調整中。

【報告事項】社会福祉法人長野県社会福祉協議会

災害ボランティアセンター活動状況

2019.10.25 8:30現在

基本状況		前日(10月24日)実績							
市町村	受付時間	集合場所	ボランティア情報	受付人数	活動人数	新規件数	活動件数	継続件数	特記事項
佐久市	9:00-11:00	野沢会館 市民ギャラリー	市内家の清掃、泥だし。	17	17	0	6	0	25日は雨天により活動中止
上田市		上田市ふれあい福祉センター	予め社協に登録していただいている災害ボランティアの方や団体を中心に活動を行い、対応しておりますので、募集は現在行っていません。	44	44	3	6	3	25日は雨天により活動中止
中野市	9:00-16:00	中野市福祉ふれあいセンター	県内家財運びだし、泥出し、家屋等の清掃など。	22	22	2	4	2	25日の受け入れ定員は30名。屋内作業中心
千曲市	9:00-12:00	旧更埴保健会館	千曲市内家財運びだし、泥出し、家屋等の清掃など	43	43		14		25,26日は雨天により活動中止
須坂市	9:00-11:30	須坂市日野地域公民館	須坂市、周辺市町村家財運びだし、泥出し、家屋等の清掃など。	79	79	11	21	12	25日は雨天により活動中止
飯山市	9:00-12:00	飯山市勤労者体育館	飯山市及び近隣市町村	22	20	3	5	0	25日は雨天により活動中止
長野市	9:00-12:00	○車の方 南長野運動公園 ○バス送迎の方 長野駅東口ユメリアバスパークに8時30分	18日から北部災害ボランティアセンター団体サテライト開設。詳細はホームページで確認。飯綱ST開設。	830	830				25日は雨天により活動中止
南佐久郡 佐久穂町	9:00-9:30 12:00-12:	佐久穂町社会福祉協議会	南佐久郡内	37	37	1	8		25日は雨天により活動中止
立科町			活動終了	-	-	-	-	-	23日付で活動終了
小布施町	9:00-11:30	小布施町健康福祉センター	家財運びだし、泥出し、家屋等の清掃など。	26	26	4	10	6	25日は雨天により活動中止
栄村			活動終了	-	-	-	-	-	活動終了
				1,120	1,118	24	74	23	

【報告事項】長野県NPOセンター

令和元年 10 月 25 日 10:00 現在

NPO等の活動状況と方向性について

1 長野県災害時ネットワークのこれまでの活動状況

災害時に行政、社会福祉協議会、NPO等の三者連携をスムーズに進めるための役割を果たし、被災者・被災地支援の活動を支援するため活動。

(1) 情報共有会議の開催

県内外から被災地支援に集まったNPO、NGOなどが集まり、活動地域や活動内容を報告し、被災地や避難所等の情報・課題を共有。支援の調整及びマッチングを行い、課題解決を目指す。

日時（各日 19 時～21 時）	参加人数	参加団体
	13 日	長野県災害対策本部（災害ボランティア担当）に着任
第 1 回	10/14（月）	32 名
第 2 回	10/16（水）	58 名
第 3 回	10/18（金）	82 名
第 4 回	10/21（月）	50 名
第 5 回	10/23（水）	50 名
第 6 回	本日開催予定	

県社協、県生協連、長野県 NPO センター、連合長野、県弁護士会、JC、こどもの城、動物愛護センター、JVOAD、災害 NGO 結、JAPAN PLATFORM、レスキューストックヤード、など
累計約 80 団体

(2) 避難所、災害廃棄物等の状況把握、関係者のコーディネート

全国各地の災害対応経験の豊富なNPO等と避難所や被災地域を巡回し、状況や課題等を把握。また、拾い上げた課題については県災対本部や長野市役所との対話を調整。

2 NPO支援チームについて

被災者支援、被災地の課題解決に向けて、行政（県、市）、社協（県、市）、NPOなどが三者連携してチームとして活動することが重要。コアなNPOを中心として、様々なニーズ（避難所運営、災害廃棄物、在宅避難者対応など）に対して取組を実施。

3 今後の取り組みの方向性

県NPOセンター、県社協、県生協連と、JVOAD、災害NGO結などの団体が連携しながら、以下をはじめとした各種支援を展開するよう方向性を検討。

(1) 避難所運営・環境改善

- ・専門的な知見を持つNPOなどと連携し、避難所のニーズをきめ細かく把握。
- ・ニーズをフォローできるNPOなどと運営者（行政）との場をコーディネート。

(2) 在宅避難者調査・支援

- ・県災対本部被災者支援チームとの協働でローラー作戦を企画、準備中。
- ・地元NPOや土業と連携し、自治会を通じて調査を実施。結果を地域のコミュニティ再建に活用。

(3) 災害廃棄物対策、ボランティアセンター運営支援

- ・災害NGO結を中心に、災害廃棄物対策の改修スキーム構築を支援。
- ・県・市社協とNPOが連携し、ボランティアセンターの円滑な運営を支援。

(4) 被災者の心身のケア・リフレッシュ

- ・NPO側のシーズ（炊き出しやマッサージなど）を整理・集約し、被災者のニーズとマッチングする仕組みを準備。

令和元年 10 月 25 日 10:00 時点

応急工事等の状況

○ 河 川

- ・ 人家や道路等の重要施設に被害が及ぶ可能性がある箇所、全県で 34 箇所について、優先的に応急対策工事を実施中

現在の状況は

- ・ 対応済み 19 箇所
- ・ 作業中 15 箇所

○ 砂 防

- ・ 主な土砂災害発生箇所は、43 箇所
- ・ 人家等下流に影響がある 36 箇所について、土砂撤去や、大型土のう設置等の応急対策を実施中

現在の状況は

- ・ 対応済み 36 箇所
- ・ 作業中 7 箇所

○ 道 路

- ・ 県内の高速道路の通行規制
上信越自動車道 碓氷軽井沢 IC～佐久 IC：対面通行
- ・ 国管理道路の通行規制箇所
国道 18 号 長野市柳原北交差点～浅野交差点：通行止め
(災害対策車両は通行可能)
- ・ 県管理道路の通行規制箇所は、36 路線 40 区間 (詳細は別紙のとおり)

台風19号による河川の主な被害

※現地パトロールによる被災箇所のうち、主な箇所について記載しています。
※直轄分は聞取りによるものです。詳細は担当事務所に確認ください。

事務所	河川名	市町村	地点	管理者	被害の状況	内容	対応状況	本復旧
佐久	千曲川	川上村	男橋	県	橋梁被災	県道 梓山海ノ口線 通行止	調査済	
	千曲川	川上村	秋山3号橋下	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	南牧村	大芝	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	佐久穂町	天神橋下流	県	越水	越水→概ね水は引き被害縮小	浸水解消	
	千曲川	佐久穂町	天神橋上流	県	越水	越水→概ね水は引き被害縮小	浸水解消	
	千曲川	佐久穂町	大石川合流点	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急実施中	
	千曲川	佐久市	野沢橋上	県	護岸崩落	家屋流出(店舗+家屋半分) 進入路設置し、応急対策実施中 国の権限代行により復旧工事実施	応急実施中	
	千曲川	佐久市	住吉橋下	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	小海町	本間公民館上	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中 国の権限代行により復旧工事実施	応急実施中	
	千曲川	小海町	東田橋(黒沢)	県	護岸崩落	大型土嚢設置中	実施中	
	千曲川	北相木村	東電産物直売所横	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急実施中	
	千曲川	佐久市	下宿	県	護岸崩落、堤防決壊	応急対策(大型土嚢)完了 L=150m・応急対応(大型土嚢)完了 小海線の橋台部分の護岸崩落	応急対策済	
	千曲川	佐久市	相立、滑津、石神	県	越水、護岸崩落、堤防決壊	応急対策(仮締切、大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	佐久市	松井	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急実施中	
	千曲川	佐久市	洞原橋下	県	越水	越水→概ね水は引き被害縮小	浸水解消	
	千曲川	佐久市	片貝橋上下流	県	護岸浸食		調査済	
	千曲川	佐久市	大沢	県	越水、土砂流出	応急対策(河道掘削)完了・2箇所	応急対策済	
	千曲川	佐久市	清川	県	越水	越水→概ね水は引き被害縮小	浸水解消	
	千曲川	軽井沢町	塩沢	県	越水	越水→概ね水は引き被害縮小	浸水解消	
	千曲川	佐久市	浅科矢島	県	越水	L=1.0km以上被災	浸水解消	
	千曲川	佐久市	入澤	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中 15日投入開始	応急実施中	
	千曲川	佐久市	伝々橋上流	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了(14日)	応急対策済	
	千曲川	佐久市	常和	県	護岸崩落	応急対策(河道掘削)実施中、集落内は完了	応急実施中	
	千曲川	南相木村	千代橋上	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	南相木村	日影	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	佐久市	雨川第2踏切	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	佐久市	新宮代橋下	県	護岸崩落	大型土嚢完了	対策済	
	千曲川	佐久市	山口沢橋下	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	佐久市	田口小学校裏	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	佐久市	田口小学校上	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済	
	千曲川	佐久市	新子田	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急対策済	
	千曲川	佐久市	小宮山	県	護岸崩落	応急対策(河道掘削)完了	応急実施中	
	千曲川	川上村	黒沢橋下	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急対策済	
千曲川	南相木村	公民館前	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)完了	応急実施中		
千曲川	佐久穂町	余地	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急実施中		
千曲川	軽井沢町	茂沢	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急実施中		
上田	千曲川	東御市	田中橋	県	道路洗滌	丸子東部インター線 橋台背面洗滌 千曲川右岸側 W=10m アバウト裏側に水が回り道路陥没 進入路設置し、応急対策実施中 国の権限代行により復旧工事実施	実施中	
	千曲川	東御市	海野宿	県	越水、護岸崩落	応急対策(3tブロック投入) 利根川水系砂防事務所より備蓄ブロック借用 応急対策に向けて進入路整備中 国の権限代行により復旧工事実施	応急実施中	
	千曲川	上田市	石井	県	越水	12日20:10 越水→自然流下で排水完了	浸水解消	不要
	千曲川	上田市	園分	直轄	堤防越水	13日6:30 ブロック投入	浸水解消	
	千曲川	上田市	上田橋~別所線	直轄	堤防欠損(左岸)	緊急対策工事を実施中 護岸崩落 L=100m(境橋200m上流)		
	千曲川	上田市	境橋上	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急実施中	
	千曲川	上田市	真田地域自治センター横	県	護岸崩落	応急対策(大型土嚢)実施中	応急実施中	
	千曲川	上田市	腰越	県	越水	L=200m 並走する(国)152号被災(通行止め処理)	浸水解消	不要
	千曲川	上田市	落合	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	東御市	千曲川合流部	県	護岸崩落		調査済	
諏訪	千曲川	上田市	鶴田	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	上田市	中島橋	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	東御市	加沢	県	BOX埋設	埋塞土撤去済み	対策済	不要
	千曲川	上田市	神畑	県	越水、冠水	耕地が浸水	浸水解消	不要
	千曲川	上田市	富士山	県	越水	耕地が浸水	浸水解消	不要
	千曲川	上田市	舞田	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	上田市	腰越	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	東御市	鞍掛	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	上田市	古安曾	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	東御市	真田町横沢	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	上田市	下之城	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	上田市	腰越	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	上田市	中島橋上	県	護岸崩落		調査済	
	千曲川	諏訪市	宮の下	県	水位上昇	ポンプ車稼働	終了	不要
	松本	千曲川	茅野市	宮の下	市	水位上昇	応急対策(大型土嚢)完了	終了
千曲川		麻績村	宮の下	県	堤防決壊	千曲川本川の樋門閉門により越水(L=1.0km)し住民全員避難	応急対策済	
千曲川		千曲市	千曲川合流点	県	越水	鶯水公園、田、雨宮保育園、家屋等浸水 千曲川本川の樋門閉門(13日4:30)により水位低下。 宇佐見橋上流右岸護岸欠損 5箇所 宇佐見橋下流左岸護岸欠損 2箇所 大型土嚢等設置	浸水解消	不要
千曲	千曲川	千曲市	千曲川合流点	県	越水or漏水		実施中	
	千曲川	千曲市	千曲川合流点	県	堤防越水	12日21:27越水 岡田川合流点上流 12日20:23越水 岡田川合流点下流 越水規模 L=50m H=0.1m	浸水解消	
	千曲川	千曲市	雨宮	直轄	堤防越水	12日21:43 越水 右岸 L=20m H=0.01m	浸水解消	
	千曲川	須坂市	北相之島	直轄	堤防越水	13日01:45 越水	浸水解消	
	千曲川	小布施町	布施(久米IC付近)	直轄	堤防越水	13日01:35 越水 15日07:30排水終了	浸水解消	
須坂	千曲川	小布施町	山王島	直轄	堤防越水	13日越水 15日07:30排水終了	浸水解消	
	千曲川	須坂市	本郷町	県	越水		浸水解消	
	千曲川	須坂市	小布施	県	堤防損傷(右岸)	応急対策(大型土嚢)完了	浸水解消	不要
	千曲川	須坂市	篠ノ井塩崎庄/宮	県	堤防越水	12日21:27越水 岡田川合流点上流 12日20:23越水 岡田川合流点下流 越水規模 L=50m H=0.1m	浸水解消	
長野	千曲川	長野市	篠ノ井横田	直轄	堤防越水		浸水解消	
	千曲川	長野市	篠ノ井横田	直轄	堤防越水		浸水解消	

千曲川	長野市	篠ノ井小森	直轄	堤防越水	12日22:15越水、横田より3km下流、国、県ポンプ車各1台出動。13日10:00～12日23:18	浸水解消
千曲川	長野市	松代町柴	直轄	堤防越水	13日11:08 越水その後決壊(6:00発表) 決壊規模L=70m 浸水深H=2.0m 逃げ遅れて、2階に避難した人多数。自衛隊のへりて13日6:45から救助 ・新幹線橋脚周辺周辺浸水 → 15日水位低下し浸水解消 ・豊野支所が浸水により陸の孤島状態 → 14日水位低下し浸水解消 ・13日7:10より異形プロシツ投入開始 ・鳥居川最大6台、千曲川最大28台を配備 設置した位置での排水は14日朝までに完了したが、低地などに溜まった水が残っているため、配置換えを行い、排水を継続する ・水位低下し、(国)18号は浸水解消 ・17日に仮堤防完成	浸水解消
千曲川	長野市	穂保	直轄	堤防決壊		仮堤防完成
岡田川	長野市	上篠ノ井	県	堤防越水、護岸崩落	・樋門閉門に伴い、12日23:00越水 ・護岸欠損部に応急対策(大型土嚢等)実施中	応急実施中
赤野田川	長野市	牛島	県	堤防越水	・樋門閉門に伴い、12日23:00越水	浸水解消 不要
鯉川	長野市	寺尾	県	堤防越水	・樋門閉門に伴い、12日21:00越水	浸水解消 不要
古瀬川	信濃町	熊坂	県	堤防越水		調査済
浅川	長野市		県	堤防越水	・12日19:46～13日00:08ポンプ稼働 ・13日10:45～浅川樋門閉門により自然流下 ・22日千曲川水位上昇により、第三排水機場稼働し排水	応急対策済
笠巻泉	長野市	三念沢排水機場上	県	堤防決壊	・耕地が浸水 ・応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済
千曲川	中野市	立花	直轄	堤防越水	・13日01:00越水	浸水解消
千曲川	中野市	栗林	直轄	堤防越水	・13日02:30越水	浸水解消
千曲川	飯山市	照岡・馬場	県	内水氾濫	・樋門閉鎖に伴う内水氾濫 家屋浸水あり→13日完了 ・家屋浸水あり	浸水解消 不要
千曲川	栄村	月岡	県	堤防越水	・国排水ポンプ車1台稼働 13日午後～ →13日19:00 完了	浸水解消 不要
千曲川	野沢温泉村	七ヶ巻	県	護岸崩落	・護岸欠損拡大の恐れあり ・国の権限代行により復旧工 事業実施	調査済
夜間瀬川	中野市	笠原	県	護岸崩落	・護岸欠損拡大の恐れあり ・国の権限代行により復旧工 事業実施	調査済
広井川	飯山市		県	内水氾濫	・県ポンプ車1台出動 13日1:55～3:20 →排水機にて排水13日11:00 完了	浸水解消 不要
野井川	飯山市		県	内水氾濫	・国、県、市ポンプ車各1台出動 12日23:30～ →13日19:00 完了	浸水解消 不要
血川	飯山市	血川橋上	県	内水氾濫 越水の後、堤防を乗り越え決壊	・耕地が浸水 ・排水ポンプ車稼働 ・応急対策(大型土嚢)完了	応急対策済

河川名	市町村	地点	管理者	被害の状況	現在の状況
古谷	佐久穂町		県	13日00:30洪水調節終了 越流なし	洪水調節終了
余地	佐久穂町		県	12日19:10越流開始 13日00:10越流終了	洪水調節終了
湯川	御代田町		県	12日23:42洪水調節終了 越流なし	洪水調節終了
美和	伊那市		直轄	12日21:30～13日01:00まで特別防災操作実施 県ポンプ車1台準備(出動なし)(撤退し長野市小森へ)	特別防災操作終了

【主な土石災害発生箇所一覧】

【報告事項】建設部 砂防課

令和元年10月25日 10:00現在

通し 番号	事務所	事象	市町村	箇所	被害状況(確認中のため、今後数値等変わる可能性あり)					公共土木施設	応急対応状況等	
					人的 (人)	家屋(戸)						床下浸水*
						全壊	半壊	一部倒壊	床上浸水*			
1	長野	土石流	長野市	五区	こく	0	0	0	0	0	市道に土砂流出	土石流センサー設置対応中(県)
2	上田	土石流	上田市	茂沢	もざわ	0	0	2	0	0	国道254号に土砂流出	大型土のう設置済(県)
3	上田	土石流	上田市	梅ノ木	うめのき	0	0	5	0	0	国道254号に土砂流出	大型土のう設置済(県)
4	犀川砂防	地すべり	松本市	社宮寺	しゃぐうじ	0	0	0	0	-	なし	ブルーシート設置済(県)
5	佐久	土石流	佐久穂町	小久保	こくぼ	0	0	5	0	0	なし	畜産施設の土砂撤去済(町)
6	佐久	土石流	佐久穂町	曾原	そはら	0	0	5	0	0	ため池に土砂流出	ため池の排水済(町)
7	北信	がけ崩れ	飯山市	大川	おおかわ	0	0	0	0	-	なし	土のう設置済(地元)
8	上田	土石流	上田市	新屋	あらや	0	0	0	0	0	国道254号、配水池に土砂流出	大型土のう設置済(県)
9	上田	土石流	上田市	虚空蔵	こくそう	0	0	0	0	0	国道254号に土砂流出	大型土のう設置済(県)
10	上田	土石流	上田市	向井	むかい	0	0	0	0	0	腰越浄水場へ土砂流出	浄水場内の土砂撤去及び大型土のう設置済(市)
11	上田	土石流	長和町	小茂谷	こもがや	0	0	4	0	0	国道152号に土砂流出	土砂撤去済(県)
12	犀川砂防	地すべり	安曇野市	金井沢	かないざわ	0	0	0	0	-	市道に土砂流出	ブルーシート及び伸縮計設置済(市)
13	姫川砂防	土石流	小谷村	中谷東	なかやひがし	0	0	0	0	0	県道に土砂流出	土石流センサー及び大型土のう設置済(県)
14	佐久	土石流	佐久穂町	古谷(高山)	こや(たかやま)	0	1	1	0	0	国道299号に土砂流出	大型土のう設置済(県)
15	佐久	土石流	佐久穂町	古谷(湊入沢)	こや(みなしりや)	0	0	5	0	0	なし	大型土のう設置済(県)
16	北信	地すべり	飯山市	滝の脇	たきのわき	0	0	0	0	-	市道に土砂流出	ブルーシート設置済(市)
17	北信	地すべり	飯山市	濁池	にごりいけ	0	0	0	0	-	市道に土砂流出	土砂撤去済(市)
18	佐久	がけ崩れ	佐久市	入沢口	いりさわぐち	0	0	2	0	-	なし	ブルーシート設置済(県)
19	佐久	土石流	佐久市	岩下沢	いわしたざわ	0	0	0	0	0	市道に土砂流出	土砂撤去済(地元)
20	北信	土石流	野沢温泉村	豊郷	とよさと	0	0	0	0	0	なし	ワイヤーネット設置対応中(県)
21	長野	がけ崩れ	長野市	尻久	しつかけ	0	0	0	0	0	市道、準用河川に土砂流出	土石流センサー設置済(市)
22	北信	土石流	山ノ内町	平穂	ひらお	0	0	0	0	0	石積砂防堰堤欠損拡大	根固め工対応中(県)
23	上田	がけ崩れ	上田市	腰越	こしえ	0	0	5	0	-	なし	保安林内(県林務部対応)
24	上田	土石流	長和町	豎町	たてまち	0	0	0	0	0	準用河川に土砂流出	大型土のう設置対応中
25	佐久	土石流	佐久市	苦水	にがみず	0	0	0	0	0	なし	保安林内(県林務部対応)
26	佐久	がけ崩れ	軽井沢町	森泉山	もりいずみやま	0	0	0	1	-	なし	土砂撤去済(地元)
27	佐久	がけ崩れ	御代田町	児玉	こたま	0	0	0	0	-	なし	保安林内(県林務部対応)
28	佐久	がけ崩れ	佐久市	旭ヶ丘北	あさひがけきた	0	0	0	0	-	なし	ブルーシート設置済(市)
29	佐久	がけ崩れ	佐久市	稲荷山	いなりのやま	0	0	0	0	-	なし	ブルーシート設置済(市)
30	佐久	がけ崩れ	佐久市	春日	かすが	0	0	0	0	-	なし	ブルーシート設置済(市)
31	佐久	がけ崩れ	佐久穂町	宿岩	やどいわ	0	0	0	0	-	なし	土砂撤去済(地元)
32	佐久	がけ崩れ	南牧村	大芝	おおしば	0	0	0	0	-	なし	ブルーシート設置済(県)
33	佐久	がけ崩れ	佐久市	天神	てんじん	0	0	0	1	-	なし	大型土のう及びブルーシート設置済(市)
34	上田	土石流	上田市	渋沢	しぶさわ	0	1	0	0	0	一級河川に土砂流出	検討中
35	佐久	がけ崩れ	佐久市	新子田	あらこた	0	0	0	1	-	なし	ブルーシート設置済(市)
36	犀川砂防	土石流	筑北村	玉根	たまね	0	0	0	0	0	なし	大型土のう設置済(県)
37	犀川砂防	土石流	筑北村	安坂	あざか	0	0	0	0	2	国道河川に土砂流出、村道設置済	一部土砂撤去(村)
38	犀川砂防	がけ崩れ	麻績村	女刈	おなぶち	0	0	0	1	-	なし	保安林等(県林務部対応)
39	上田	土石流	上田市	飯沼	いひぬま	0	0	0	0	1	なし	土石流センサー設置対応中(県)
40	上田	土石流	上田市	角間	かくま	0	0	0	0	0	護岸損傷、林道土砂流出	検討中
41	上田	土石流	上田市	大日向	おおひなた	0	0	0	0	0	市道損壊	検討中
42	土尻川砂防	地すべり	長野市	弘崎	ひろさき	0	0	0	0	-	市道損壊	ブルーシート設置済(市) 兼政地すべり防止区域内
43	佐久	がけ崩れ	佐久市	田口	たぐち	0	0	0	1	-	なし	ブルーシート設置済(市)

※床上・床下浸水については、事象が土石流の場合のみ

アンダーラインは前回からの変更

土石災害発生件数(箇所)		
土石流	地すべり	がけ崩れ
23	5	15

家屋被害件数(戸)				
全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
50	2	34	6	1
				7

応急対応件数(対応中含む)(箇所)	36
-------------------	----

令和元年10月12日(土) 台風19号による規制路線等箇所一覧表

資料4-1-4

【報告事項】建設部道路管理課
令和元年10月25日(金) 10:00 道路管理取

路線	箇所	道路の被害状況	規制原因	規制開始日時		規制長さ	迂回路	被害状況		解除日時	事務所	
				開始日	終了日			被害状況	被害状況			
(東信地区)	(国)152号	小県郡長和町(落合橋)	小県郡長和町小浅谷(強清水八又橋)	災害	10/12	22:30	9.0	有	無		上田	
	(国)299号	佐久穂町十石峠(群馬県境)	佐久穂町古谷ダム上	災害	10/13	9:45	8.3	無	無		佐久	
	(主)下仁田白田線	雨川ダム下	群馬県境	災害	10/12	15:00	14.2	無	無		佐久	
	(主)梓山海ノ口線	川上村男橋	川上村男橋	災害	10/12	20:30	0.2	無	無		佐久	
	(主)長野真田線	上田市真田町長橋(四日市橋)	上田市真田町長橋(四日市橋)	災害	10/12	21:25	0.2	有	無		上田	
	(主)美ヶ原公園沖線	善所ヶ原スキー場入口	武石峠(松本市道との交点)	災害	10/12	11:55	10.2	無	無		上田	
	(主)丸子東部インター線	田中橋	田中橋	災害	10/12	18:15	0.2	有	有		上田	
	(主)諏訪白樺湖小諸線	小諸市大久保市引(美御市境)	小諸市大久保(立科小諸線)	災害	10/12	22:26	1.6	有	無		佐久	
	(主)丸子信州新線	上田市西内	青木村釜原	災害	10/20	8:50	7.0	無	無		上田	
	(一)小諸中込線	佐久市橋和橋和交差点	佐久市中込佐久市下水道管	災害	10/12	16:30	1.3	有	無	10/24 15:30	佐久	
	(一)下仁田浅科線	佐久市志賀久工上(佐久)	県境	災害	10/12	17:00	0.5	無	無		佐久	
	(一)下仁田浅科線	佐久市志賀久工上(佐久)	佐久市志賀久工上(佐久)	災害	10/12	17:00	0.5	無	無		佐久	
	(一)上野小海線	長者の森	佐久市志賀久工上(佐久)	災害	10/12	21:30	3.5	無	無		佐久	
	(一)上田塩川線	上田市生田	上田市生田	災害	10/12	8:45	0.2	無	無	10/23 12:30	上田	
	(一)美ヶ原和田線	小県郡長和町和田	小県郡長和町野々入	事前通行規制	10/12	14:00	8.6	無	無		上田	
	(一)丸子北御牧車線	上田市上丸子	立科町境	倒木	10/13	12:30	8.1	有	無		上田	
	(一)下奈良本郷線	青木村大字奈良本(2号カーブ)	安曇野市境	災害	10/16	11:00	0.6	無	無		上田	
	(一)鹿教湯別所上田線	丸子信州新線交点	野倉	災害	従前より		4.5	無	無		上田	
	(一)真田新田線	上田市上宮字西松尾(冬期通行規制区間)	上田市上宮字蒲庄(千曲市境)	災害	10/16	13:30	8.1	無	無		上田	
	(一)大木浅田切線	春日温泉上	サニークントリークラブ上	災害	10/14	11:15	5.8	有	無		佐久	
	(一)百沢白田線	大木浅田切線交点	美笹湖入口付近	災害	10/13	16:00	1.3	無	無		佐久	
(一)下仁田佐久線	国道299号交点	余地ダム	災害	10/12	15:00	6.0	無	無		佐久		
(一)傍陽善平線	上田市真田町傍陽善平(肥七ヶ一先)	上田市真田町傍陽善平(肥七ヶ一先)	災害	10/16	11:00	4.8	無	無		上田		
(北信地区)	(国)403号	飯山市大字照岡字原地先(新潟県境)	飯山市大字照岡字原地先(旧照岡牧場)	災害	10/16	10:30	4.8	無	無	10/23 12:00	飯山	
	(主)森野上田線(臨時印)	長野市橋/井邊崎	長野市橋/井邊崎	災害	10/12	21:00	1.7	有	無		長野	
	(主)豊野南志賀公園線	長野市豊野町浅野	長野市豊野町浅野	災害	10/13	0:30	1.1	有	無		長野	
	(主)豊野南志賀公園線	上高井郡高山山村山田牧場	上高井郡高山山村山田牧場(山ノ内町境)	事前	10/12	15:00	5.7	無	無		須坂	
	(主)豊野南志賀公園線	山ノ内町佐野(高山打撲)	山ノ内町平沢グー	災害	10/12	14:00	4.1	無	無		中野	
	(主)長野善平線	長野市善保科	上田市真田町境	災害	10/12	14:00	6.9	無	無		長野	
	(一)秋山園原野原(停線)	栄村大字味原	栄村大字味原	災害	10/12	21:15	0.1	有	無		飯山	
	(一)奥志賀公園線	下内郡栄村大字味原(秋山林道交点)	野沢温泉村大字味原(旧料盆所)	災害	10/11	17:00	14.7	有	無		飯山	
	(一)奥志賀公園線	奥志賀グー	下内郡栄村大字味原(秋山林道交点)	災害	10/11	17:00	7.5	無	無		中野	
	(一)奥志賀公園線	山ノ内町夜間湖	山ノ内町平野	災害	10/12	17:00	5.1	有	無		中野	
	(一)五味池高原線	須坂市	須坂市	災害	10/12	12:00	12.9	無	無		須坂	
	(一)小川庄野線	長野市中央御山里	長野市中央御山里	災害	10/12	18:00	0.2	有	無		長野	
(一)信濃斑尾高原線	信濃町大字古海	新潟県妙高市果境	災害	10/13	7:30	0.4	無	無		長野		
(一)村山善野(停線)	長野市大字村山	長野市豊野町豊野	災害	10/13	1:00	5.5	有	無		長野		
(一)飯高高原字井線	長野市大字上ヶ原	長野市大字上ヶ原	災害	10/13	5:00	2.9	有	無		長野		
(一)宮村湯田中(停線)	上高井郡高山山村山田宮関	上高井郡高山山村山田宮関	災害	10/16	18:00	1.0	無	無		須坂		
(南信地区)	(国)361号	上伊那郡南木曾村中の原交差点	木曾郡木曾町日藏神谷入口交差点	災害	10/20	9:00	17.7	有	無		伊那、木曾	
	(一)上飯田線	飯田市256号交点	飯田市赤石トンネル	災害	10/13	8:00	9.3	無	無		飯田	
	(中信地区)	(国)143号	松本市中川金谷トンネル西側	長野県河内郡西条停線	災害	10/12	22:30	2.6	有	無	10/25 10:00	松本
	(一)下奈良本郷線	松本市保福寺(上田市境)	松本市保福寺(上田市境)	災害	10/13	10:30	8.0	無	無		松本	
(一)聖高原杉崎線	筑北村聖高原(古峠)	筑北村松井大野田	災害	10/15	18:00	2.1	有	無		松本		
(一)美保八坂線	大町市八坂切久保	大町市八坂切久保	災害	10/22	9:10	0.6	有	無	10/24 17:00	大町		
36路線40区間	規制中											
119路線190区間	規制中											

※規制解除済みの路線は、一覽表から除外しました。

台風19号による鉄道の運行予定について

区分	会社名等		運行予定		被害状況等
			25日(金)以降		
鉄道	しなの鉄道	軽井沢～篠ノ井	・長野～篠ノ井～上田間、田中～軽井沢間で運行 ※ 田中～軽井沢間の一部列車に運休や行先変更あり ※ 上田～田中は運転取りやめ ※ 学校関係のみ代替輸送を実施	・大屋～田中間の線路上空の海野バイパス(東御市道)に線橋が崩落。安全確保等に相当の時間を要する見込み ・河川の応急工事のうち、しなの鉄道に関わる区間の工事については、3～4週間を要する見込み	
		北しなの線	・長野～妙高高原 ※ 長野～豊野間の一部列車に運休あり		
	長野電鉄	長野～湯田中	・平常通り運行		
	上田電鉄	上田～別所温泉	・下之郷～別所温泉間で運転本数を減らして運行。 ・上田～下之郷間で代行バス運行。	・千曲川左岸堤防が崩れ、千曲川橋梁の一部が崩落。復旧の見込みは立っていない	
	アルピコ交通	松本～新島々	・平常通り運行		
	JR東日本	北陸新幹線	東京～金沢	・10月25日(金)始発から東京～金沢間で運転本数を減らして運転を再開 ※東京～金沢間の直通列車運転本数は、従来の9割程度 ※あさま号の運転本数は、従来の7割程度(上下35本→24本) ※はくたか号の一部は停車駅増(上田、佐久平、軽井沢に停車) ※暫定ダイヤは11月29日(金)まで。11月30日(土)以降の運転計画は未定。	・長野新幹線車両センター浸水 ・本線の電気設備等も冠水 ・JR東が「災害対策本部」設置(本部長:西野副社長) ・15日より冠水箇所の点検実施
		信越本線	篠ノ井～長野	・平常通り運行	
		飯山線	豊野～越後川口 (敦宮野原)	・豊野～戸狩野沢温泉間は始発から終日運転見合わせ ※ 戸狩野沢温泉～十日町間は運転本数を減らして運転 ※ 学校関係のみ代替輸送 ※ 10月26日(土)始発より全区間(長野～越後川口間)で運転再開の予定	・北飯山～信濃平間で道床流出、路盤陥没 ・替佐～蓮間で線路内に土砂流入 ・立ヶ花～上今井間で踏切設備水没、路盤流出
		篠ノ井線	塩尻～篠ノ井	<特急ワイドビューしなの> ・平常通り運行 ・普通列車 ・平常通り運行	
		小海線	小淵沢～小諸	・小諸～小海間で平常通り運行 ・野辺山～小淵沢間で運転本数を減らして運行 ※ 小海～野辺山間は11月上旬頃運転再開予定 ※ 学校関係のみ代替輸送	・松原湖～海尻間で護岸背面盛土流出
JR東海	中央東線	新穂～塩尻 (信濃境)	<特急あずさ> ・始発から終日運転取りやめ(1号～36号 上下36本) ※ 10月末頃まで全列車運休 <普通列車(快速含む)> ・塩尻～小淵沢間で平常通り運行 ※ 高尾(東京都)～相模湖(神奈川県)間は、下り線のみ使用した単線運転を実施 ※ 相模湖(神奈川県)～小淵沢(山梨県)間は通常の半数程度の運転	・果川～四方津間(山梨県)で線路内土砂流入(復旧作業終了) ・相模湖(神奈川県)～高尾(東京)で線路内土砂流入 ・全線運転再開のための復旧作業は10月末頃までかかる見込み	
	大糸線	松本～南小谷	・平常通り運行(特急あずさは運休)		
	飯田線	豊橋～原野 (中井持)	・平常通り運行		
JR西日本	大糸線	南小谷～糸魚川 (北小谷)	<特急ワイドビューしなの> ・平常通り運行 ・普通列車 ・平常通り運行		

令和元年 10 月 25 日 10:00 現在

公立学校の復旧・再開状況

1 小中学校

学校名	被害の状況	現在の対応状況	復旧・再開の状況
長沼小学校	床上浸水	自衛隊等による学校内部への流入泥等の排除などを実施中。	10月28日～11月1日中に他校を利用して登校と給食の再開を目指している。
豊野中学校	床上浸水	自衛隊等による校内外の消毒・点検等を実施中。	10月28日～11月1日中の登校と給食の再開を目指している。
東北中学校	床上浸水	校内外の清掃・点検等を実施中。	10月28日～11月1日中の登校と給食の再開を目指している。
松代中学校	床上浸水	清掃・消毒・点検済	18日から授業再開
豊洲小学校	床上浸水	清掃・消毒・点検済	17日から授業再開
松代小学校	床下浸水	清掃・消毒・点検済	16日授業再開
篠ノ井東中学校	床下浸水	清掃・消毒・点検済	16日授業再開
飯山小学校	床下浸水	清掃・消毒・点検済	17日授業再開
豊野西小学校	なし	避難所開設中	28日授業再開予定

2 県立高校

現在の休校等の状況	現在の対応状況
・休校なし ・登校遅延・授業短縮 9 校	公共交通機関が運休している区間については、新幹線やバスによる代替輸送を実施中

3 特別支援学校

被害なし

児童福祉施設・私立学校の復旧・再開状況について

県民文化部

1 児童福祉施設（下線の施設は、再開の見込み立たず）

(1) 保育所・子育て支援センター

○床上浸水 6か所（長野市3、千曲市3）

【長野市】

- ・市立長沼保育園（園児 84 名） 10/15 から他の保育園 2 園で保育実施
- ・私立豊野みなみ保育園（園児 121 名） 10/15 から他の保育園 3 園で保育実施
- ・市立西部保育園（園児 134 名） 10/15 再開

【千曲市】

- ・市立雨宮保育園（園児 32 名） 10/15 から他の保育園 1 園で保育実施
- ・市立杭瀬下保育園（園児 154 名） 10/15 から他の保育園 2 園で保育実施
- ・千曲市更埴子育て支援センター
11/15 から市役所隣接ことぶきアリーナで再開予定

○床下浸水 2か所（飯山市2）

【飯山市】

- ・市立しろやま保育園（園児 49 名） 10/15 再開
- ・市立あきは保育園（園児 34 名） 10/15 再開

○その他（建物に被害はないものの園舎に土砂流入）

【長野市】

- ・私立まきば保育園（園児 96 名） 10/15 再開

(2) 放課後児童クラブ・児童館

○床上浸水 3か所（長野市2、須坂市1）

【長野市】

- ・長沼児童センター・児童クラブ（登録 55 名） ※長沼小の敷地内に立地
児童クラブは、10/28～11/1 柳原小の空き教室で実施予定（11/2 以降未定）

- ・松代花の丸児童館・児童クラブ（登録 90 名）
児童クラブは、10/15 から松代小の空き教室で実施

【須坂市】豊洲地域児童クラブ（登録 49 名） 10/17 再開

○その他（建物に被害はないものの施設裏側が土砂崩れで使用不可）

【上田市】

- ・西内児童クラブ（登録 15 名） 10/23 から西内小の空き教室で実施

2 私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・専修学校）

○床上浸水 1校（長野俊英高校） 10/21 再開

○一部損壊 1校（上田西高校） 屋根一部損傷、授業に支障なし

3 対応状況

被害状況の把握、復旧について市町村に助言、国との調整

【報告事項】健康福祉部

令和元年 10 月 25 日 12:00 現在

医療機関の復旧状況について

1 民間医療機関

(1) 被害の状況

	病院	診療所	歯科診療所	計
床上浸水	1	6	3	10
床下浸水等	1	1	2	4
計	2	7	5	14

(2) 現在の県の支援状況

- ・ 医療施設等災害復旧費補助金制度の周知、申請のとりまとめ
- ・ (独) 福祉医療機構が行う融資について医療機関へ周知

(3) 復旧に向けた今後の見通し

	病院	診療所	歯科診療所	計
再開	2	3	3	8
一部再開		1		1
確認中		3	2	5
計	2	7	5	14

2 総合リハビリテーションセンター

(1) 被害の状況

- ・ 病棟、施設棟等の1階が床上浸水
- ・ 受変電設備、ボイラー、機械設備、多数の医療機器等が浸水により故障

(2) 避難している入院患者・入所者の現在の状況

被災時の 57 名避難済み(他の医療機関への転院 28 名、自宅へ帰宅 29 名)

(3) 復旧に向けた取組状況、今後の見通し

- ・ 更生相談室の業務(身障手帳の発行、補装具判定等)は、10月16日(水)に再開済み
- ・ 10月26日(土)に施設棟の電源が仮復旧する見込み
- ・ 11月中の外来診療の再開を目指し、工事業者及び関係課等と打合せを進めている。
- ・ 復旧に必要な費用を積算し、既配予算及び11月補正で対応する。
- ・ その後も、病院部門、施設部門の段階的な機能再開を目指す。

【報告事項】健康福祉部

令和元年10月25日12:00現在

社会福祉施設等の復旧状況について

1 高齢者施設

(1) 被害の状況 (計 41 施設)

- ・ 床上浸水：20 施設 (内利用者向け施設 18)
- ・ 床下浸水：4 施設
- ・ 軽微な損壊：17 施設 (計 41 施設)

(2) 避難している利用者の状況

- 床上浸水被害の利用者向け施設 (18 施設) のうち、
 - ・ 4 施設の利用者は施設に戻っている
 - ・ 13 施設・410 人の利用者は、現在、他の介護施設や病院へ一時避難中
 - ・ 1 施設の通所利用者は他の通所施設を利用中
- 床下浸水被害及び軽微な損壊の施設については、施設での利用継続中

(3) 施設復旧に向けた今後の見通し

○ 床上浸水

復旧時期	完了済	11月末	1月末	年度内	工期未定	計
施設数	2	2	1	1	14	20

○ 床下浸水

復旧時期	完了済	11月末	1月末	年度内	工期未定	計
施設数	2	-	-	-	2	4

(4) 現在の県等の支援の状況

- 施設の利用者への支援
 - ・ 被災した 13 施設 410 人が現在入院している医療機関で、医療的ケアが終了した利用者の受入先施設の調整
- 施設の復旧への支援
 - ・ 被災した施設・事業所の災害復旧の相談・助言を実施
 - ・ 国の災害復旧補助金事業の補助要望について、長野市を除く 11 施設について 11/1 までに県へ補助要望を提出し、11/12 までに国へ提出する予定

2 障がい福祉施設

(1) 被害の状況

- ・ グループホーム 5 事業所 (床上浸水 2、床下浸水 3)
 - ・ 通所事業所 8 事業所 (床上浸水 6、床下浸水 2)
- 合計 13 事業所のうち、グループホーム 3、通所事業所 4 (計 7) が

再開済み

(2) 避難しているグループホーム入居者の状況

- ・ 2事業所9人の入居者が現在、他の施設等で生活中
(他のグループホーム 5人、施設の短期入所 3人、実家 1人)

(3) 復旧に向けた今後の見通し

復旧時期	11月	年度内	調査検討中	計
施設数	2	1	3	6

(4) 現在の県の支援の状況

- ・ 被災した施設事業所を訪問し、復旧の相談・助言
- ・ 国の災害復旧補助金事業の補助要望を確認中
- ・ 国の災害復旧補助金事業の補助要望について、11/12までに国へ提出する予定

3 障がい者福祉センター（サンアップル）

(1) 被害の状況

- ・ 屋外施設（陸上競技場・テニスコート・アーチェリー場）が浸水
- ・ 屋内施設（ホール・体育館・トレーニングルーム等）は1階が床上浸水。
体育館・ホールのフローリング、1階事務室の床カーペットの張替えが必要
- ・ 機械設備（地下灯油タンクに係るポンプのモーター・プール機械室制御機器・1階非常灯等）や備品（トレーニングマシン等）の一部が浸水のため故障

(2) 復旧に向けた取組状況、今後の見通し

- ・ 電気、水道、インターネットなどが復旧し、事務所機能は2階に移して再開済み
- ・ 1階フロアの泥の撤去、清掃作業、設備・機械類の点検及び修繕に向けた工事業者や関係課との打合せを進めている。
- ・ 体育館・ホール・プールは天井改修工事を実施しているため、10月1日から休館中。令和2年度当初から供用を予定していたが、浸水等により、5～7月に順次再開予定。
- ・ 上記3施設を除き、使用が可能となった施設から段階的なサービス再開を目指す。

【報告】環境部生活排水課

令和元年 10月25日 10:00 現在

クリーンピア千曲の浸水事故に係る対応について

環境部生活排水課

1 被害の状況

- クリーンピア千曲（管内 約 14 万 3000 人（汚水処理人口））
 - ・ 10/13 千曲川穂保地区の決壊により、下水処理場が冠水。
 - ・ 処理場内の設備が水没したため、処理場への汚水受入を停止、下水管内に汚水が滞留。

2 対応

- 排水能力の増強
 - ・ 10/15 からポンプ車での排水を開始し、順次能力増強。
 - ・ 10/24 午後 仮設ポンプ稼働、簡易処理（沈殿+消毒）を開始。
- 溢水対策
 - ・ 利用者に対し、雨天時や利用集中時間の下水道使用抑制の協力呼びかけ、併せて、環境に配慮した下水道の利用を呼び掛け。
 - ・ 管内大口事業者（下水排除量 50t/日、26 社）に下水道使用量の抑制を口頭で依頼。
 - ・ 土のう等による越水対策とバキューム車による抜き取りや消毒等。
 - ・ 溢水が発生したマンホールについて定期的パトロールを実施。

3 復旧の取組み

- 処理機能を段階的に復旧
 - ・ 処理能力の早期回復を図る。（当面は、簡易な生物処理過程の追加）
- 被災施設を並行的に復旧
 - ・ 主ポンプを点検・修理のうえ、仮設ポンプからの早期切替え。
 - ・ 被災設備の点検、修理、入れ替えにより、本格復旧を目指す。（2 年程度）

4 その他

- 利用者、事業者へ向け、随時情報を発信。

令和元年 10 月 25 日 10:00 現在

商工業の被害状況及び対応状況について

1 被害状況

市町村、経済産業省並びに商工会議所、商工会、県中小企業振興センター等の産業支援機関と連携してヒアリングや訪問調査を実施。

2 対応状況

(1) 相談窓口の開設

今回の被災に関する県内事業所を対象とした相談窓口を 10 月 13 日より地域振興局と産業労働部に開設。

<相談受付件数>

(10 月 24 日時点)

佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	産業労働部	合計
1	2	0	0	0	0	1	0	8	5	29	46

<相談内容>

設備・運転資金などの資金繰り、経営、雇用、その他（り災証明書交付、支援施策全般、義援金・支援物資 等）

(2) 低利融資

経済産業省がセーフティネット保証第 4 号（突発的災害（自然災害等））の地域指定（44 市町村）をしたことにより、一定の要件を満たした者については、通常の保証と別枠で、融資を受けることが可能。（保証料の自己負担なし）

(3) 雇用調整助成金の支給要件の緩和（長野労働局）

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が一時的な休業等を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部について助成を受けることができる雇用調整助成金について、支給要件を緩和。（特例）



令和元年台風第19号による影響を受けた中小企業者を支援するため、セーフティネット保証4号の地域指定を受けました

経済産業省では、自然災害等により影響を受けた中小企業者を支援するため、セーフティネット4号の指定をしています。この度、県内の災害救助法が適用された各市町村において地域指定を受けましたので、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業者が融資を受ける際、一般保証とは別枠の保証が利用可能となります。

1 セーフティネット保証4号の概要

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、災害救助法が適用された地域等を経済産業大臣が指定し、その災害発生に起因して当該地域において売上高等が減少している中小企業者が、一般保証とは別枠(無担保8千万円以内、最大2億8千万円以内)の保証(借入額の100%を保証)の利用が可能となる制度です。

2 指定地域

災害救助法適用に係る指定地域

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曾町、麻績村、生坂村、筑北村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

3 対象中小企業者

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。なお、売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。

- (1) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

4 認定申請

令和2年1月17日(金)までに指定地域の市町村商工担当課において、認定申請を行ってください。

5 その他

詳細については、中小企業庁のホームページ(下記URL)をご覧ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】

産業労働部産業立地・経営支援課金融支援係
(課長)小林 真人(担当)南雲 康弘 宮下 広之
電話: 026-235-7200(直通)
026-232-0111(代表)内線 2962
FAX: 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp



長野労働局発表
31-52
令和元年10月21日

担 当	職業安定部職業対策課
	課長 下平 和人
	課長補佐 丸山 実
	雇用開発係長 上原 孝一
	電話 026-226-0866
FAX 026-226-0157	

令和元年台風15号・19号の災害に伴う雇用調整助成金の支給要件の緩和（特例）を実施します

～雇用調整助成金を活用した従業員の雇用維持をお願いします～
詳しい支給要件と受給手続については、お近くのハローワークまたは長野労働局へ

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例内容】（台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主が対象です。）

休業等の初日が、台風15号の影響による場合は令和元年9月9日から令和2年3月8日まで、台風19号の影響による場合は令和元年10月12日から令和2年4月11日までの場合に適用します。

① 災害発生日に遡っての休業等計画届の提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、台風15号の影響による休業等については令和元年9月9日以降、台風19号の影響による休業等については令和元年10月12日以降に初回の休業等がある計画届について、令和2年1月20日までに提出いただければ、休業等の前に届け出られたものとして扱います。

② 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。

標記の災害発生時において起業後1年未満の事業主については、生産指標を災害発生時直前の指標と比較します。

④ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

台風第19号による農業被害の状況

1 被害の状況

(単位:千円)

区分	農作物・樹体被害		生産施設		農地		農業用施設		被害金額計					
	面積(ha)	金額	棟等	面積(m ²)	金額	箇所	面積(ha)	金額		箇所	金額	箇所	主な被害	
佐久地域	202.5	132,724	65	5,573	10,711	685	152.2	838,000	349	3,021,000	349	36,000	水路、農道等	4,002,435
小諸市	36.0	7,055	3	324	296	104	25.5	63,000	61	36,000	61	1,822,500	頭首工、水路等	106,351
佐久市	81.0	90,854	17	1,813	1,603	120	32.0	212,000	61	1,822,500	61	50,000	頭首工、水路等	2,126,957
小海町	4.0	7,294	20		5,306	55	12.8	36,000	17	50,000	17	595,000	頭首工、水路等	86,000
佐久穂町	1.0	4,804				20	1.0	20,000	39	200,000	39	55,000	頭首工、農道等	807,600
川上村	0.1	267				30	2.8	30,000	7	55,000	7	56,000	頭首工、水路等	224,804
南牧村	0.0	674				24	3.5	83,000	18	56,000	18	100,000	頭首工、水路等	85,000
南相木村	0.0	674	19	2,924	1,612	32	7.5	32,000	22	100,000	22	60,000	水路、農道	139,267
北相木村	0.4	1,376	5	376	1,676	41	7.1	41,000	23	60,000	23	37,000	ため池、水路	134,286
軽井沢町	80.0	20,400	1	136	218	22	6.0	14,000	18	37,000	18	9,500	ため池、水路	104,052
御代田町	134.4	31,952	58	21,562	7,075	341	75.6	373,000	295	2,986,000	295	1,577,500	頭首工、水路等	51,218
上田地域	95.2	25,867	52	16,372	6,012	107	27.0	47,000	152	1,577,500	152	666,000	頭首工、水路等	136,900
上田市	0.7	2,106	6	5,190	1,063	190	45.0	270,000	58	666,000	58	742,500	頭首工、水路等	3,398,027
東御市	38.5	3,979				35	3.0	50,000	85	742,500	85			1,656,379
長和町	0.2	91	4	3,000	51	6	0.8	10,000	24	170,000	24			939,169
青木村	0.24	91	4	3,000	51	3	0.6	6,000	17	100,000	17			792,500
諏訪地域	0.24	91				3	0.2	4,000						9,979
岡谷市	96.0	87,476	4	900	1,457	4	0.4	6,000	15	36,000	15			180,142
茅野市	1,290.8	18,975	4	900	1,457	4	0.4	6,000	15	36,000	15			51
富士見町	9.2	19,929	1	300	984	2	0.2	3,000	9	24,000	9			106,091
原村	38.3	36,172	3	600	473	2	0.2	3,000	5	10,000	5			4,000
上伊那地域	0.5	833	3	600	473				1	2,000	1			70,000
飯島町	2.3	2,965												130,933
南箕輪村	23.0	8,602												45,975
中川村	72.3	11,399				1	0.1	1,000	3	3,000	3			33,913
南信州地域	50.4	8,282												38,172
松川町	9.1	1,246												1,306
高森町	7.3	1,197				1	0.1	1,000	2	2,000	2			2,965
阿南町	5.5	674												8,602
秦野村	16.4	6,174												15,399
喬木村	14.4	5,252												8,282
豊丘村	14.4	5,252												1,246
松本地域	7.3	1,197				1	0.1	1,000	2	2,000	2			1,000
塩尻市	5.5	674												3,000
安曇野市	16.4	6,174												1,197
麻績村	14.4	5,252												674
生坂村	2.0	922												154,174
朝日村	2.0	922												58,252
筑北村	2.0	922												4,000
北アルプス地域	477.4	925,992	17	3,062	1,587	72	1,020.0	334,000	30	2,192,000	30	2,001,000	排水機場、農道	35,000
小谷村	259.1	771,310				32	1,000.0	204,000	6	2,001,000	6	1,000	排水機場	18,000
長野地域	33.8	30,771				12	18.5	95,000	19	175,000	19	3,000	頭首工	12,000
須坂市	31.3	18,352	4	666	685	12	18.5	95,000	19	175,000	19	3,000	排水機場、農道	26,000
千曲市	31.9	19,444	13	2,396	902				1	1,000	1			3,000
埴原町	81.3	84,108												1,000
小布施町	40.1	2,007				7	0.1	1,000	2	7,000	2			26,000
高山村						2	0.2	2,000	1	1,000	1			3,000
信濃町	647.4	236,220				2	0.2	2,000	1	1,000	1			3,000
飯綱町	388.6	212,379				72	1,020.0	334,000	30	2,192,000	30	2,001,000	排水機場、農道	3,453,579
小川村	22.2	6,321				32	1,000.0	204,000	6	2,001,000	6	1,000	排水機場	2,976,310
北信地域	232.0	16,808				12	18.5	95,000	19	175,000	19	3,000	排水機場、農道	31,771
山ノ内町	4.6	712												289,037
木島平村														23,346
野沢温泉村														85,108
栄村														4,007
果計	1,646.7	1,432,028	148	34,097	20,881	123	37.1	417,000	127	1,239,000	127	1,239,000	水路、排水機場等	9,500
(15市18町21村)						14	10.2	206,000	19	336,000	19	336,000	水路、排水機場等	4,500
						14	3.0	47,000	22	274,000	22	274,000	頭首工、排水機場等	30,000
						20	4.0	9,000	21	57,000	21	57,000	頭首工、農道等	82,808
						10	2.0	20,000	16	25,000	16	25,000	頭首工、排水機場等	45,712
						11	6.6	63,000	4	31,000	4	31,000	農道	94,000
						54	11.3	72,000	45	516,000	45	516,000	頭首工、農道等	588,000
内訳						1,349	1,291.9	2,058,000	871	9,719,000	871	9,719,000		13,229,909
農作物・樹体被害、生産施設														1,452,909
農地・農業用施設														11,777,000

2 留意事項

被害状況は上記のとおりであるが、調査未実施地域があることや、農業用機械（トラクター、田植え機、乗用防除機など）、共同利用施設（選果場、ライスセンターなど）は現在調査中であるため、今後数値等は変わる見込み。
また、「生産施設」には、パイプハウスや農業用倉庫、集出荷施設等が含まれるが、パイプハウス以外の施設については現在調査中。

令和元年10月25日 15:00現在

台風第19号による農業被害への対応について

1 農作物等の被害対策

(1) 技術対策の発出

- ・「台風第19号による農作物等の被害に対する技術対策について（通知）」
(10月9日、13日、15日、18日)

(2) 相談窓口の設置

- ・農作物等被害への技術的な対応、制度資金等の融資制度、今後の農業経営などについて相談・支援する窓口を農業改良普及センターに設置(10月18日)

(3) 農作物や共同利用施設等の被害対策

○農作物等への対策

- ・りんご等の樹体保護など、農作物への被害を最小限に食い止めるために必要な対策について、農業改良普及センターがJA・市町村等と協議中。併せて、地域振興局農政課が市町村等と連携しながら農業者の要望を把握中

○農業用機械、共同利用施設への対応

- ・トラクターや田植え機、乗用防除機等の農業用機械、選果場やライスセンター等の共同利用施設については、現在、詳細な被害状況を調査中
- ⇒ 国の対策事業や県単事業等を活用しながら復旧に向けて支援

(4) 農業者への経済的支援

- ・被災した農業者の経営安定に向け、JA等と連携した制度資金の活用や農業共済組合による農業共済金の早期支払いにより支援

2 農地・農業用施設（農業用水利施設、農道など）の復旧

(1) 災害復旧事業の実施に向けた支援

- ・被災した農地や水路、取水施設、排水機場等について、年内の災害査定の実施に向け、事業主体となる市町村に対して技術支援を実施中

(2) 「査定前着工制度」を活用した早期復旧

- ・千曲川の決壊や越水、支流の洪水等により、長野市や須坂市、中野市の果樹園等に大量の土砂が堆積し、また、農業用水の取水施設や排水機場にも甚大な被害が発生していることから、災害復旧事業の「査定前着工制度」を活用した早期の工事着手が必要
- ・このため、現在、地域振興局農地整備課が市町村と連携して、現地調査や申請書類の作成等について支援を実施中

他県等からの人的応援の状況（10月25日）

派遣先	派遣者	主な業務内容	人数	備考
長野市	名古屋市	・総合マネジメント ・家屋調査	18	
	岐阜県 富山県 愛知県 大阪府 和歌山県 長野県	・保健師活動	6チーム 23名	・保健師 ・事務
	熊本県	・応急仮設住宅供与のための技術支援	3	
	長野財務事務所 関東財務局	・家屋調査	6	
	UR都市再生機構	・家屋調査	2	
	長野県	・家屋調査	1	建設部、都市・まちづくり課
	長野県	・ボランティアセンター運営支援	5	10月25日は雨天のため中止
千曲市	兵庫県	・総合マネジメント ・家屋調査	12	
	長野県	・健康相談	1	健康福祉部
飯山市	鳥取県	・総合マネジメント ・家屋調査	13	
	長野県	・ごみ処理	4	北信地域振興局
	長野県	・住宅相談、生活相談	7	建設部 北信地域振興局
上田市	岐阜県 滋賀県 福井県	・災害査定準備	3	
佐久穂町	岐阜県 富山県 愛知県 石川県 三重県	・総合マネジメント ・家屋調査 ・災害査定準備	13	
長野県	富山県 愛知県 石川県 岐阜県 滋賀県 福井県	・災害対策本部運営支援等	7	
	富山県 岐阜県 滋賀県	・ごみ処理支援	3	
	内閣府	・県、関係省庁との総合調整 （災害廃棄物対策） ・物資支援等	6	
	総務省	・連絡調整、被災市区町村応援職員 確保システム関係	2	
	経済産業省	・物資調整、避難所支援、 被災企業調査、中小企業等支援	6	

今後の天候について

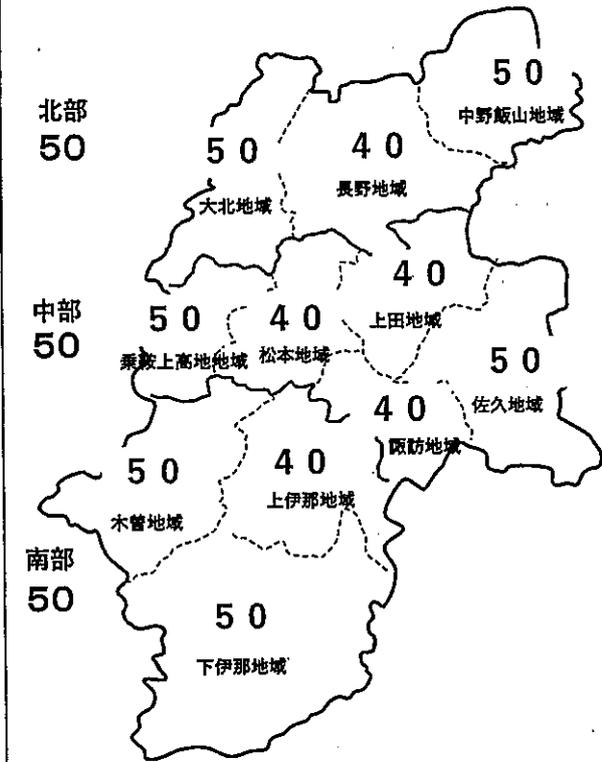
		25日				26日							
		12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時
		昼過ぎ	夕方	夜の はじめ頃	夜遅く	未明	明け方	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	夜の はじめ頃	夜遅く
雨 1時間雨量 (ミリ)	北部 全域	25	15	10	10	5	3	0	0	0	0	0	0
	中部 全域	30	15	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	南部 全域	30	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大雨(土砂)	北部 全域	注	注	注	注	注	注						
	中部 全域	注	注	注	注								
	南部 全域	注	注	注	注								
洪水	北部 全域	注	注	注	注	注	注						
	中部 全域	注	注	注	注								
	南部 全域	注	注	注	注								
雷	北部 全域	注	注	注									
	中部 全域	注	注	注									
	南部 全域	注	注	注									
風 (メートル)	北部 全域	4↑	4↓	4↘	4↓	3↓	3↓	3↓	4↓	5↓	5↓	3↓	3↓
	中部 全域	9⇨	9⇨	8⇨	7⇨	7⇨	6⇨	4⇨	4⇨	5↓	6⇨	5⇨	4⇨
	南部 全域	8↘	7⇨	5⇨	4⇨	3↓	3↓	2↓	4⇨	7⇨	6⇨	3↓	2↘

■ 警報級 注意報級

今日(25日)は、大雨警報(土砂災害)を北部では夜遅くまで、北部・中部では洪水警報を夜のはじめ頃まで継続する見込みです。なお北部では、明日(26日)明け方頃まで雨の降る所がある見込みのため、大雨警報(土砂災害)と洪水警報を延長する可能性があります。

明日(26日)の午後は、神野飯山地域を中心に雨の降る可能性がありますが、大雨警報や洪水警報を発表する可能性は低い見込みです。

25日12時～26日12時
24時間降水量(ミリ)



25日は、北部はほぼ終日雨でしょう。中部と南部は雨で、夜には次第に曇りとなるでしょう。長野県内の雨のピークは、昼過ぎまでで、中部、南部では次第に雨の降る範囲は狭くなる見込みです。

26日は、北部は明け方まで雨が残るでしょう。

25日12時から26日12時まで
に予想される24時間降水量は、
北部 50ミリ
中部 50ミリ
南部 50ミリ
の見込みです。

長野地域付近の天気

日 / 気温	25日 / 日中の最高14℃						26日	
	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時
天気	☔	☔	☔	☔	☔	☁	☁	☁
3時間雨量(ミリ)	10以上	10以上	10以上	1~4	1~4	0	0	0
気温(℃)	11	12	13	12	12	11	12	12
風向	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓
風速(m/s)	8	5	3	4	3	3	3	2

中野飯山地域付近の天気

日 / 気温	25日 / 日中の最高12℃						26日	
	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時
天気	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☔	☁
3時間雨量(ミリ)	10以上	10以上	10以上	5~9	1~4	1~4	1~4	0
気温(℃)	9	10	11	10	10	9	10	9
風向	↑	↓	↓	↘	↘	↘	↓	↓
風速(m/s)	4	3	3	3	4	4	2	2

風向 0m/s ↑ 1-4m/s ↘ 5-9m/s ↘ 10m/s以上

気温は各時間帯の初めの時間の予想値です。例えば18-21なら18時の予想値です。

上田地域付近の天気

日 / 気温	25日 / 日中の最高13℃				26日 / 朝の最低11℃			
	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時
天気								
3時間雨量(ミリ)	10以上	5~9	1~4	0	0	0	0	0
気温(℃)	12	12	12	11	12	12	12	13
風向	→	→	↘	↘	→	→	→	→
風速(m/s)	3	2	2	3	2	1	1	2

佐久地域付近の天気

日 / 気温	25日 / 日中の最高12℃				26日 / 朝の最低10℃			
	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時
天気								
3時間雨量(ミリ)	10以上	10以上	0	0	0	0	0	0
気温(℃)	11	11	11	10	11	11	11	13
風向	←	→	→	↘	↘	→	→	→
風速(m/s)	3	3	3	4	3	1	2	2

風向 0m/s 1-4m/s 5-9m/s 10m/s以上

気温は各時間帯の初めの時間の予想値です。例えば18-21なら18時の予想値です。

天気概況

令和元年10月25日10時43分 長野地方気象台発表

25日(今日)は、低気圧の影響を受ける見込みです。このため、北部では雨で、夜のはじめ頃まで雷雨となる所があるでしょう。中部と南部では、雨で昼過ぎまで雷を伴って激しく降る所がありますが、夜は次第に曇りとなる見込みです。

26日(明日)は、高気圧に覆われますが、上空の気圧の谷や湿った空気の影響を受ける見込みです。このため、北部では曇りで明け方まで雨の降る所があるでしょう。中部と南部では曇りで昼過ぎまで時々晴れる見込みです。

10月25日11時 長野県の週間天気予報

日付	26 土	27 日	28 月	29 火	30 水	31 木	1 金
長野県	曇	曇	晴時々曇	曇	曇	晴時々曇	晴時々曇
所県天気予報							
降水確率(%)	70	70	10	30	10	10	10
信頼度	A	A	A	B	B	A	A
長野 最高(℃)	20	18 (15~20)	19 (16~21)	21 (18~24)	20 (17~23)	20 (16~23)	20 (15~22)
長野 最低(℃)	13	10 (8~11)	8 (6~10)	11 (10~13)	11 (9~13)	10 (9~12)	9 (7~11)
平年値	降水量の合計		最低気温		最高最低気温		最高気温
長野	平年並 2~16mm		6.4℃		16.5℃		16.5℃

・26日(明日)は、最低気温は25日(今日)とほぼ同じ、最高気温は25日(今日)より上がる見込みです。その後は、最高気温は、平年並か平年より高く、最低気温は、平年よりかなり高い日がある見込みです。

令和元年10月25日12:00現在
長野県警察本部

台風19号災害に伴う主な警察措置

1 部隊活動状況

(1) 昨日の活動状況

- パトカーによる夜間の警戒活動
- 行方不明者の搜索活動
- 避難所における防犯指導、相談活動等の被災者支援活動
(相談7件受理)

(2) 本日午前の活動状況

- 千曲川の中州等の搜索活動(降雨のため待機)
- 避難所における防犯指導、相談活動等の被災者支援活動
(相談2件受理)

2 交通規制措置

滅灯信号機なし(全て通電済みであるが一部(10基)は仮復旧)

3 千曲川河川敷における搜索活動

- 佐久市入澤地籍から飯山市西大滝地籍までの約140キロメートルの河川敷に対する搜索を終了。
- 今後は、舟艇等を活用した中州等の地点の搜索を実施。

4 今後の予定

- パトカーによる夜間の警戒活動
- 行方不明者の搜索活動
- 避難所における防犯指導、相談活動等の被災者支援活動